

土砂災害特別警戒区域特定開発行為許可基準

—鹿児島県版—

令和3年6月

鹿児島県土木部砂防課

はじめに

従来、主に土砂災害防止工事等の実施により土砂災害の危険箇所の整備が進められてきたが、土砂災害による犠牲者は依然後を絶たない状況にある。その一方で危険な地区に人家が立地し続けている状況に鑑み、災害の原因地に着目したハード対策と併せ、被害を受ける区域に着目した警戒避難体制の整備、建築規制、開発規制等からなるソフト対策を充実させることにより土砂災害の防止が効果的に行われることが求められている。

土砂災害に関するいわゆる被害地におけるソフト対策は、従来の制度上、警戒避難体制の整備については災害対策基本法において、建築規制については建築基準法の災害危険区域制度において、開発規制については都市計画法の開発許可制度において対応してきたが、土砂災害の危険性のある地域が明確でないこと、また、そのような地域における宅地造成や建築の制限を通じての立地抑制策が不十分であること等の問題点があり、これらを踏まえ、従来の制度とも連携した総合的なソフト対策として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成13年4月1日より施行された。

この法律では、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域として明らかにし、警戒避難体制の整備を図ることとし、さらに建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として一定行為の制限等を行うこととしている。

土砂災害特別警戒区域における一定行為の制限等の具体的な内容は以下のとおりである。

- 1 想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認が必要となる。
- 2 住宅宅地分譲や老人ホーム、病院など要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要となる。
- 3 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られることになり、移転者には融資や資金の確保などの支援が行われる。

本基準は、上記に挙げた2に関する開発行為（特定開発行為）に際しての申請が適正かつ円滑に進めることができるように、手続きの方法、技術基準等について説明したものである。

~~~~~  
※本基準では、特に説明のない限り、以下の通り記述するものとする。

土砂災害防止法第○条：法第○条

土砂災害防止法施行令第○条：政令第○条

土砂災害防止法施行規則第○条：省令第○条

鹿児島県土砂災害防止法施行細則第○条：県細則第○条

## 【第一編 手続き編】

# 特定開発行為許可基準－手続き編－

## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1. 土砂災害防止法の概要                           | 6  |
| 2. 特定開発行為許可基準の目的と構成                     | 8  |
| 3. 特定開発行為の許可制度の目的                       | 9  |
| 4. 特定開発行為の許可制度の概要と手続きの流れ                | 11 |
| 4-1 特定開発行為の許可制度の概要                      | 11 |
| 5. 土砂災害防止法における特定開発行為の規制対象（特定開発行為に該当するか） | 15 |
| 6. 特定開発許可制度の手続き事項                       | 28 |
| 6-1 手続きの流れ                              | 28 |
| 6-2 事前相談                                | 29 |
| 6-3 許可申請                                | 30 |
| 6-4 対策工事等に伴う既存公共施設の変更・廃止等に関する協議         | 35 |
| 6-5 許可申請に伴う危害のおそれのある土地等の区域図等の提出         | 35 |
| 6-6 特別警戒区域を解除しない場合                      | 36 |
| 6-7 許可の基準                               | 37 |
| 6-8 許可の条件                               | 39 |
| 6-9 既着手の場合の届出等                          | 40 |
| 6-10 許可の特例                              | 41 |
| 6-11 許可又は不許可の通知                         | 43 |
| 6-12 変更の許可等                             | 44 |
| 6-13 工事の留意事項                            | 47 |
| 6-14 工事完了の検査及び建築制限                      | 48 |
| 6-15 特定開発行為の廃止                          | 52 |
| 6-16 特定開発行為の中止（再開）                      | 53 |
| 6-17 監督処分                               | 54 |
| 6-18 立入検査                               | 56 |
| 6-19 報告の徴収等                             | 57 |
| 6-20 罰則                                 | 59 |
| 6-21 地位の承継                              | 61 |

|                        |      |
|------------------------|------|
| 6-22 書類又は図書の經由         | 61   |
| 【巻末参考資料】               | 63   |
| ① 問い合わせ先               | 64   |
| ② 処理期間の目安              | 68   |
| ③ 手数料                  | 70   |
| ④ 手続き様式集               | 72   |
| ⑤ 特定開発行為許可申請等チェックリスト   | 98   |
| ⑥ 工事施工中の防災措置及び施工管理について | 1066 |
| 1. 工事施工中の防災措置          | 1067 |
| 2. 施工管理と検査             | 109  |

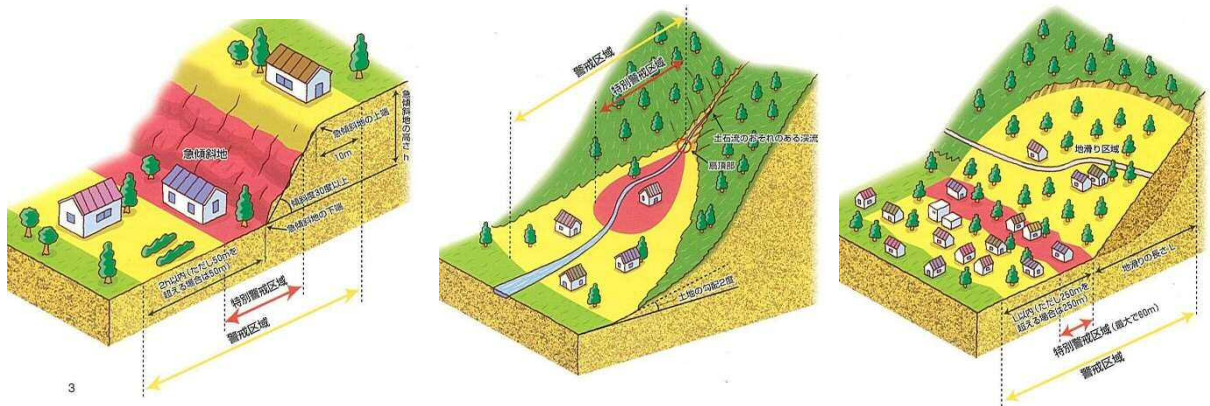
# 1. 土砂災害防止法の概要

## (1) 土砂災害防止法とは？

「土砂災害防止法」は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域（土砂災害警戒区域）を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害のおそれのある土地の区域（土砂災害特別警戒区域）において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の処置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

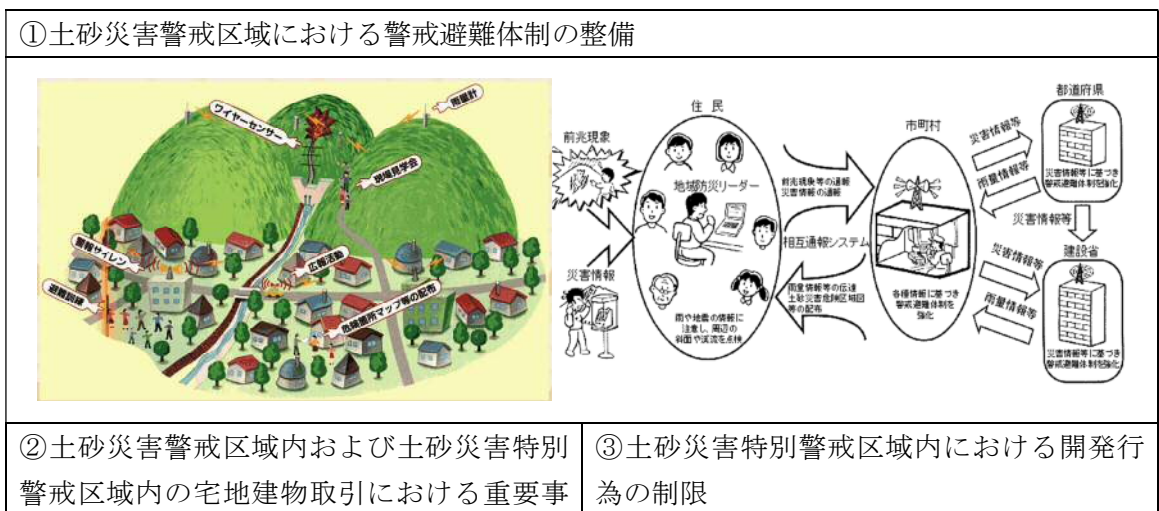
## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

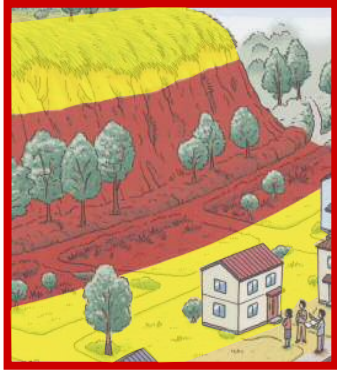
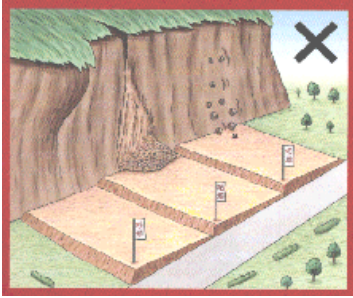

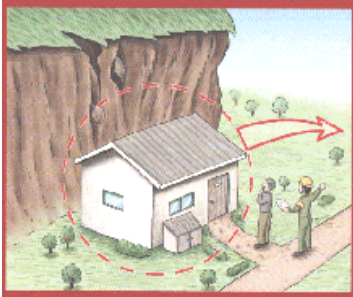
土砂災害防止法において、都道府県知事は急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害を生じるおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」に、特に著しい危害を生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」にそれぞれ指定し、公示することが規定されている。



## (3) 講じられる施策

土砂災害防止法の施行に伴い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、下記の施策を講じることとされた。



| 項説明の義務                                                                             |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   |
| <p>④土砂災害特別警戒区域内における建築物の安全性の向上</p>                                                  | <p>⑤土砂災害特別警戒区域内の建築物に対する移転等の勧告</p>                                                   |
|  |  |

ここでは、「土砂災害特別警戒区域内における開発行為の制限」について解説する。

**【土砂災害特別警戒区域内における開発行為の制限】**

特定開発行為許可制度は、特別警戒区域における住宅宅地の分譲や要配慮者利用施設の建築を目的とした土地の区画形質を変更する行為を許可制として、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとするものである。

## 2. 特定開発行為許可基準の目的と構成

### (1) 特定開発行為許可基準の目的

土砂災害特別警戒区域における住宅宅地の分譲や要配慮者利用施設の建築を目的とした土地の区画形質を変更する行為など特定開発行為の許可に関する基準を策定し、許可制度に伴う申請および適正な審査が円滑に実施されることを目的とする。

### (2) 特定開発行為許可基準の構成

特定開発行為許可基準の構成は、次の4編から構成されている。

#### ① 第一編 手続き編

特定開発行為許可申請及び変更の許可、申請書類、申請窓口等の特定開発行為許可制度の手続き事項について解説する。

#### ② 第二編 急傾斜地の崩壊技術基準編

特定開発行為における土砂災害の防止に関する工事や開発行為に関連する対策工事等のうち、急傾斜地の崩壊に関する工事の計画・設計の技術的基準について解説する。

#### ③ 第三編 土石流技術基準編

特定開発行為における土砂災害の防止に関する工事や開発行為に関連する対策工事等のうち、土石流に関する工事の計画・設計の技術的基準について解説する。

#### ④ 第四編 地滑り技術基準編

特定開発行為における土砂災害の防止に関する工事や開発行為に関連する対策工事等のうち、地滑りに関する工事の計画・設計の技術的基準について解説する。



### 3. 特定開発行為の許可制度の目的

特定開発行為許可制度は、特別警戒区域における住宅宅地の分譲や要配慮者利用施設の建築を目的とした土地の区画形質を変更する行為を許可制として、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとするものである。

#### 【法第10条】

##### (特定開発行為の制限)

法第10条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

#### 【解 説】

土砂災害の発生のおそれがある危険な箇所であるにもかかわらず、十分な安全性が確保されていないままに住宅等が立地していることは、土砂災害発生の大いなる要因の一つと考えられる。住宅等の立地に対して災害防止の観点から規制を加えている立法例についてみると、都市計画法では土地についての一定の開発行為を規制するため開発許可制度を設けており、許可の基準の一つとして以下が規定されている。

- 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。（都市計画法第33条第1項第七号）

また、自己居住住宅や業務用の非居住建築物等以外の目的での開発許可にあつては、開発区域内に次の土地を含まないこと（都市計画法第33条第1項第八号）とされている。

- ・ 建築基準法第39条第1項の災害危険区域
- ・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

しかし、この制度自体が都市計画区域外や準都市計画区域外では原則として適用されず、開発区域外で発生する災害に対する配慮が十分でないことといった問題点が存在する。また、宅地造成規制法では造成地からの土砂の流出等を防止する措置が求められているが、造成地自体を土砂災害から守るための措置を命ずることはできず、同法自体そもそも新規立地の抑制を目的としていないといった問題点が存在する。

そこで、これら法律の有無にかかわらず、土砂災害防止の観点から、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害特別警戒区域において、土砂災害防止法第10条第2項の制限用途\*に該当する開発行為については、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないこととしている。

※制限用途：「5.（3）制限用途」参照

## 4. 特定開発行為の許可制度の概要と手続きの流れ

### 4-1 特定開発行為の許可制度の概要

本法律で規定される開発行為を行う場合の許可申請手続きについては、手順（図 4-1 参照）及び制度の概要を以下に示す。（各項目の括弧内の数字は本基準における該当章を示す。）

#### ① 事前相談（手続き編 6-2）

鹿児島県は、特定開発行為の許可を受けようとする者による申請に先立ち、申請図書の作成要領、設計内容、また各種手続き等について相談を受け付ける。申請者が設計上の手戻りや手続き上不備になることのないよう、留意する必要がある。

#### ② 土砂災害防止法が適用される特定開発行為かどうかの確認（手続き編 5）

鹿児島県知事は、当該開発行為が土砂災害防止法における特定開発行為に該当するかの判断を行う。

#### ③ 対策工事等の計画（手続き編 6-3）

特定開発行為の許可を受けようとする者は、土砂災害から安全性を確保する目的で対策工法の選択、対策施設の配置計画等を立案する必要がある。

#### ④ 対策工事等の設計（手続き編 6-3）

特定開発行為の許可を受けようとする者は、急傾斜地の崩壊等に伴い生ずる土石等の移動等によって生ずる力を設計外力として設定するなど、政令で定める技術的基準を満たす対策工事等の設計を行う必要がある。

また、対策工事等の計画設計にあたり、既存公共施設の変更・廃止等が伴う場合にはその公共施設使用者等に影響を及ぼすおそれがあるため、公共施設管理者と十分協議を行う必要がある。

#### ⑤ 特定開発許可申請（手続き編 6-3）

特定開発行為の許可を受けようとする者は、対策工事等の設計が完了した時点で、鹿児島県知事に特定開発許可申請をする必要がある。

⑥ 対策工事等の計画の審査（手続き編 6-7, 6-8）

鹿児島県知事は、特定開発許可申請があったときは対策工事等の計画が政令で定める技術的基準に従い講じたものであるかどうか等について審査する。

⑦ 許可又は不許可の通知（手続き編 6-11）

鹿児島県知事は、特定開発許可申請があったときは、審査後、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

⑧ 変更申請（手続き編 6-12）

特定開発行為の許可を受けた者が許可を受けた後に申請内容を変更する場合は、鹿児島県知事に変更許可申請等をしなければならない。

⑨ 既着手の場合の届出等（手続き編 6-9）

特別警戒区域の指定の際、既に特定開発行為に着手している者は、その旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。鹿児島県知事は当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

⑩ 対策工事等の実施（手続き編 6-13）

法第 11 条又は法第 17 条による申請によって特定開発行為の許可を受けた者が、許可に係わる工事に着手したときは、速やかに鹿児島県知事に届け出なければならない。

また、特定開発行為の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を行う期間中、当該対策工事等を行う土地の見やすい場所に特定開発行為許可標識を掲示しなければならない。

⑪ 工事完了の検査（手続き編 6-14）

特定開発行為の許可を受けた者は、対策工事等が完了した際、その旨を鹿児島県知事に届出をし、検査を受けなければならない。

鹿児島県知事は技術的基準に適合しているかどうかについて遅滞なく検査を行い、適合している場合、検査済証を当該届出した者に交付し、その旨を公告しなければならない。

⑫ 基礎調査の実施（手続き編 6-5, 6-6, 6-14）

特定開発行為に伴い、指定済みの当該特別警戒区域が一部解除される場合、特定開発行為の許可を受けた者は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を鹿児島県知事に提出しなければならない。（区域全体が解除される場合を除く。）

鹿児島県知事は、調査内容について審査を行い、指定の解除（再指定）の手続きを行う。

⑬ 特定開発行為の中止・再開（手続き編 6-15）

特定開発行為の許可を受けた者が許可を受けた後に当該許可に係る対策工事等を中止・再開した時は、鹿児島県知事に届け出なければならない。

⑭ 特定開発行為の廃止（手続き編 6-15）

特定開発行為の許可を受けた者が許可を受けた後に当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく鹿児島県知事に届け出なければならない。

⑮ 住所及び氏名変更の届け出（手続き編 6-12）

特定開発行為の許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地または名称）を変更したときは、速やかに鹿児島県知事に届け出なければならない。

⑯ 地位の承継の届け出（手続き編 6-21）

特定開発行為の許可を受けた者について相続、合併又は分割があつたときは、遅滞なく鹿児島県知事に届け出なければならない。



## 5. 土砂災害防止法における特定開発行為の規制対象（特定開発行為に該当するか）

当該開発行為が土砂災害防止法における特定開発行為に該当するかどうかの判断において、以下の確認が必要となる。

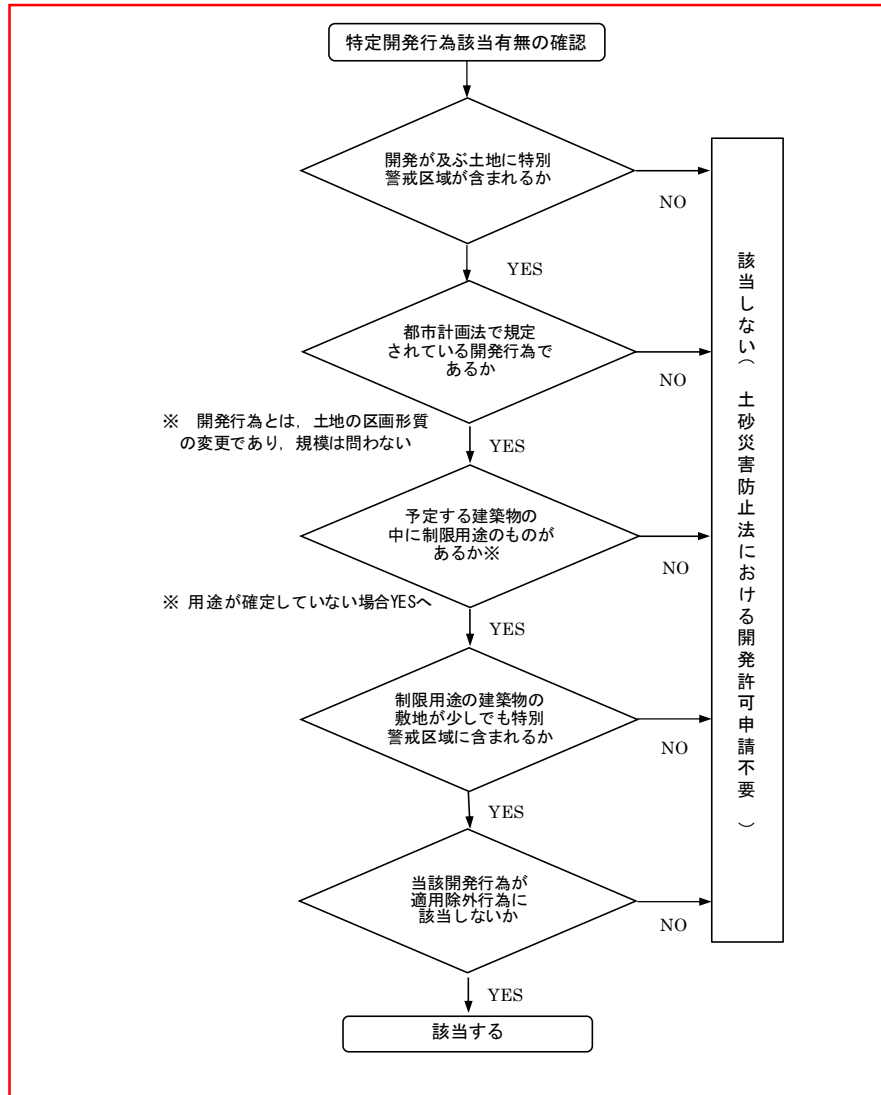


図 5-1 特定開発行為該当有無の判断基準

### 【確認項目】

- 開発が及ぶ土地の一部または全てが特別警戒区域の中に入るのかどうか。  
特別警戒区域であるか否かは、当該市町村または県（砂防課，地域振興局等）備えの公示図書，鹿児島県ホームページ（<http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/>）で確認
- 当該開発が都市計画法第4条第12項に規定されている開発行為であるかどうか。  
(p. 16 参照)
- 当該開発行為で予定する建築物の中に制限用途のものがあるかどうか。(p. 22 参照)
- 制限用途の建築物の敷地が少しでも特別警戒区域に属しているか。(p. 24 参照)
- 当該開発行為が適用除外行為であるかどうか。(p. 27 参照)

## (1) 都市計画法に基づく開発行為

【都市計画法第4条第12項】

都市計画法第4条第12項 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

### 【解説】

都市計画法において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

#### ① 土地の区画形質の変更であること

##### ・「区画」の変更

「区画」とは、1軒の住宅の敷地など、物理的な利用状況が他の土地とは独立して区切られた土地の範囲のことで、「区画の変更」とは、土地利用形態としての「区画」の範囲を変更することである。土地の単なる分合筆や所有権や貸借権等の権利関係の変更は区画の変更には該当しない。

##### ・「形」の変更

「形」の変更とは、切土・盛土の造成工事を行うことである。

ただし、通常一連の行為として既成宅地における建築行為又は建設行為と密接不可分と認められる基礎打ち、土地の掘削等は、該当しない。

##### ・「質」の変更

質の変更とは、土地の利用形態上の性質（農地、山林、道路等）を変更することである。非宅地を宅地とする場合が代表的な例であるが、必ずしもこれに限らない。

例えば駐車場を廃して老人福祉施設や集合住宅等を建築する場合は質の変更となる。

参考【都市計画法に基づく開発許可申請手引きについて 鹿児島県 p.10-11 引用】

※ 枠内ウ及びエについては、鹿児島市の開発許可制度から引用

#### 1 区画形質の変更について

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう一定規模以上の土地の「区画形質の変更」を行う場合は、都市計画法に基づく開発行為の許可を受けなければならない。

ここで、「区画形質の変更」とは次のような行為を行う場合をいう。

##### (1) 区画の変更

道路、公園等の公共施設の新設、変更又は廃止を行う場合のことで、「区画の変更」を行う土地の面積が、下記に該当する場合は開発行為の許可を受けなければならない。

なお、単なる土地の分合筆は、該当しない。

ア 区域区分のない都市計画区域においては、3,000平方メートル以上の場合

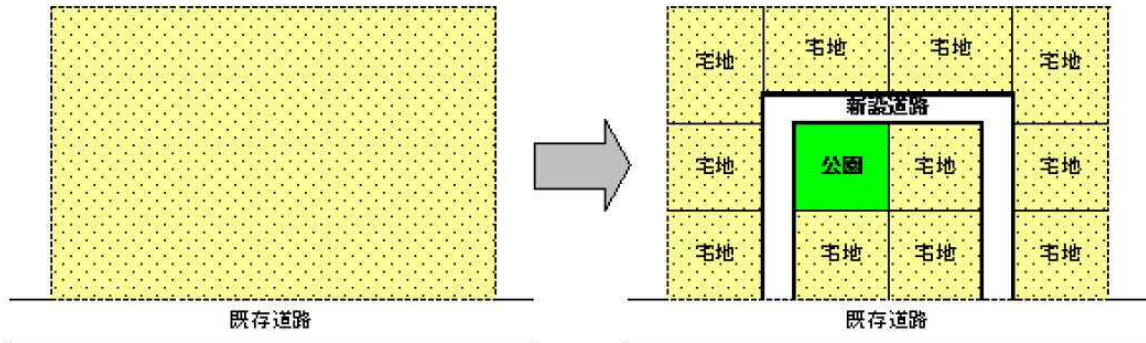
参考【都市計画法に基づく開発許可申請手引きについて 鹿児島県 p.10-11 引用】

※ 枠内ウ及びエについては、鹿児島市の開発許可制度から引用



- イ 都市計画区域外においては、10,000平方メートル以上の場合
- ウ 市街化区域においては、1,000平方メートル以上の場合（鹿児島都市計画区域）
- エ 市街化調整区域においては、面積要件無し（鹿児島都市計画区域）

【例】「区画の変更」とは下の図に示すような場合です。



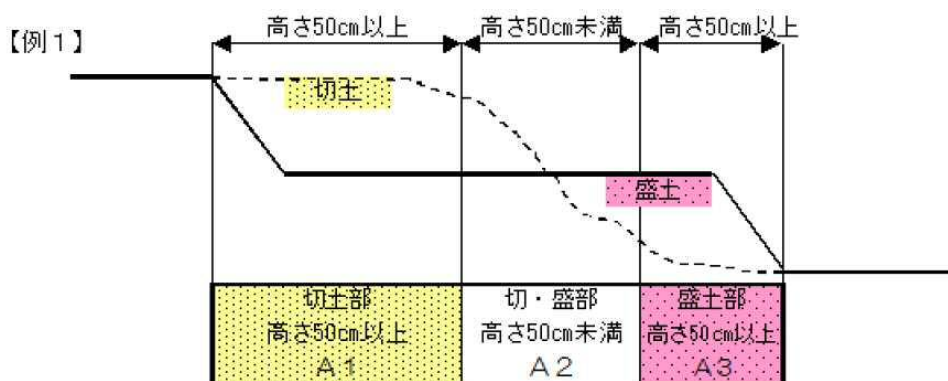
## (2) 形の変更

高さ50センチメートル以上の切土又は盛土を含む一体的な造成行為により、土地の形状を変更する場合のことで、「形の変更」を行う土地の面積が下記に該当する場合は、開発行為の許可を受けなければならない。

- ア 区域区分のない都市計画区域においては、3,000平方メートル以上の場合
- イ 都市計画区域外においては、10,000平方メートル以上の場合
- ウ 市街化区域においては、1,000平方メートル以上の場合（鹿児島都市計画区域）
- エ 市街化調整区域においては、次の①から④のいずれかに該当する場合  
(鹿児島都市計画区域)

- ①切土をして2メートルを超える崖が生じる場合
- ②盛土をして1メートルを越える崖が生じる場合
- ③切土と盛土を同時にして2メートルを超える崖が生じる場合
- ④切土及び盛土を行う面積の合計が500平方メートルを越える場合

【例】「形の変更」とは下の図に示すような場合です(鹿児島市市街化調整区域以外の場合)。



参考【都市計画法に基づく開発許可申請手引きについて 鹿児島県 p.10-11 引用】

※ 枠内ウ及びエについては、鹿児島市の開発許可制度から引用

**「形の変更」の対象面積 = A1 + A2 + A3**

《解説》

開発区域内の一部において、高さが50センチメートル以上の切土又は盛土が生じた場合は、「形の変更」が生じたものと捉え、切土又は盛土を行った区域全体を「形の変更」の対象面積として取扱うこととなります。

### (3) 質の変更

農地、山林、雑種地、池沼等の宅地以外の土地を宅地にするなど、土地の有する性質を変更する場合のことで、「質の変更」を行う土地の面積が下記に該当する場合は、開発行為許可を受けなければならない。

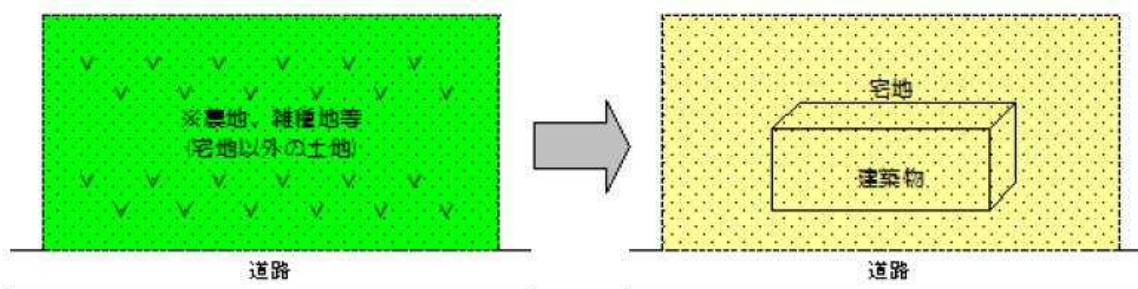
ア 区域区分のない都市計画区域においては、3,000平方メートル以上の場合

イ 都市計画区域外においては、10,000平方メートル以上の場合

ウ 市街化区域においては、1,000平方メートル以上の場合（鹿児島都市計画区域）

エ 市街化調整区域においては、500平方メートル以上の場合（鹿児島都市計画区域）

【例】「質の変更」とは、下の図に示すような場合です。



## ② 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的であること

建築物及び特定工作物の法律上の定義は表5-1のとおりである。したがって以下の行為は開発行為に該当しない。

(イ) 区画形質の変更が行われる土地に建築物の建築又は特定工作物の建設をしない場合  
(砂利採取など)

(ロ) 特定工作物以外の工作物の建設を目的とする土地の造成（鉄塔建設のための造成など）

また、都市計画法第4条第11項に規定される特定工作物は、土砂災害防止法第10条第2項に規定される制限用途には該当しない。そのため、これらの建設の用に供する目的の土地の区画形質の変更は都市計画法では開発行為とみなされるが、土砂災害防止法では特定開発行為とはみなされないこととなる。（(3) 制限用途 参照）

表 5-1 建築物及び特定工作物の内容

| 建築物（建築基準法第2条1号）                                                                                                                                                                    | 特定工作物（都市計画法第4条11項）                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>土地に定着する工作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）</li> <li>・ 建築物に付属する門若しくは塀</li> <li>・ 観覧のための工作物（競技場のスタンドなど）</li> </ul>          | <p><b>第一種特定工作物</b>：周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で都市計画法施行令第1条第1項に定められているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリートプラントなど</li> <li>・ 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物など</li> </ul> |
| <p><b>地下若しくは高架の工作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所</li> <li>・ 店舗</li> <li>・ 興行場</li> <li>・ 倉庫</li> <li>・ その他これらに類する施設</li> </ul>                              | <p><b>第二種特定工作物</b>：大規模な工作物で都市計画法施行令第1条第2項に定められているもの（1ha以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴルフコース</li> <li>・ 野球場</li> <li>・ 墓園など</li> </ul>                   |
| <p><b>建築物としないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 鉄道及び軌道敷地内の運転保安に関する施設（信号所など）</li> <li>× 跨線橋</li> <li>× プラットホームの上屋</li> <li>× 貯蔵槽</li> <li>× その他これに類する施設</li> </ul> | <p style="text-align: center;">—</p>                                                                                                                                       |

## (2) 開発行為の単位

本制度の許可の単位である特定開発行為の単位すなわち土地の区画形質変更のとらえ方の単位については、現在の都市計画法に基づく開発許可制度における取り扱いに準じる。

すなわち、土地の利用目的、物理的位置関係、時期的関係等からみて、一体不可分で一連のものと認められる場合には、全体を一体の開発行為としてとらえるものとする。したがって、同一の者が連担した土地の区画形質変更を行う際に、排水施設、道路等の設置が一連のものとして行われており、造成時期も近接しているような場合には、たとえ工区が設定され、工事が数回に区分して行われているとしても、これら一連の造成を一体的な開発行為としてとらえて、当該土地の区画形質変更の性格を判断することとする。

参考【都市計画法に基づく開発許可申請手引きについて 鹿児島県 p.12 引用】

### 2 一体的な開発行為の判断基準について

#### (1) 隣接地の開発行為について

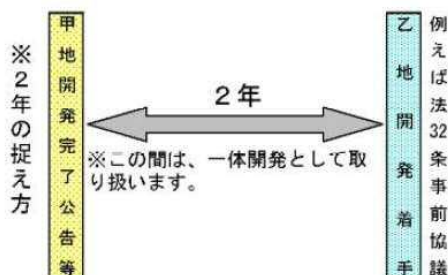
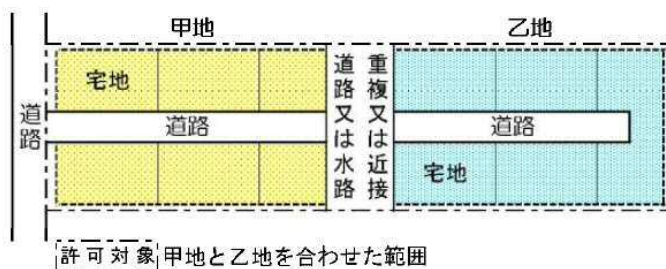
開発行為等が行われた土地（開発許可不要の場合も含む。以下「甲地」という。）の隣接地（重複する場合、道路や水路等に挟まれた場合も含む。以下「乙地」という。）における開発行為（開発許可不要の場合も含む。）が、以下に該当する場合、その土地の利用形態等から総合的に判断して、一体的な開発行為と認められる場合は、甲地と乙地を合わせた区域を開発区域として捉えます。

ア 乙地の開発時期が、甲地の開発行為の完了公告後（開発許可不要の場合は、建築物の検査済証の交付日等で確認）2年以内であるとき。

イ 甲地と乙地の開発者及び土地所有者（第三者に所有権移転がなされた場合も、2年前までの所有者に遡って適用します。）等が同一人であるとき。

なお、この取扱いは、善意の第三者が行う開発行為に対して適用するものであり、申請者の変更や造成時期のずれ等が意図的に行われたものについては、適用しないものとします。

【例】



参考【都市計画法に基づく開発許可申請手引きについて 鹿児島県 p.12 引用】

(2) 位置指定道路の延長を伴う開発行為について

既存の位置指定道路を延長して行う宅地等の造成については、その開発面積が、当初の開発区域と合わせて、開発許可の対象面積（都市計画区域内 3,000 平方メートル）を越える場合は、経過年数及び開発者に係わらず、一体的な開発行為となります。

(3) 土地所有者が同一である近接した土地において行われる開発行為について

土地所有者が同一である近接した土地において開発行為が2年以内に行われる場合、その開発が行われる土地間の距離が一部でも20メートル以内の場合は、一体的な開発行為に該当します。

### (3) 制限用途

【法第10条第2項，政令第6条】

法第10条第2項 前項の制限用途とは，予定建築物の用途で，住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者，障害者，乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設，学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（制限用途）

政令第6条 法第10条第2項の政令で定める社会福祉施設，学校及び医療施設は，次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。），有料老人ホーム，身体障害者社会参加支援施設，障害者支援施設，地域活動支援センター，福祉ホーム，障害福祉サービス事業（生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設，保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。），児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。），障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設，母子・父子福祉施設，母子健康包括支援センターその他これらに類する施設
- 二 特別支援学校及び幼稚園
- 三 病院，診療所及び助産所

#### 【解 説】

制限用途とは，予定建築物の用途で非自己用住宅並びに要配慮者利用施設以外の用途でないものをいう。（法第10条2項）

「以外の用途でないもの」は，「用途が非自己用住宅及び要配慮者利用施設であるもの」の他，「用途が非自己用住宅及び要配慮者利用施設でないことが確定していないもの」を含んでいる。そのため，用途が確定していない場合は，全て特定開発行為許可の申請をしなければならないので注意が必要である。

このため，制限用途は大きく次の3つのカテゴリーに分けられる。

- (イ) 非自己用住宅
- (ロ) 特に防災上配慮を要する者が利用する社会福祉施設等
- (ハ) 用途未定の建築物

制限用途である要配慮者利用施設とは，政令第6条に高齢者，障害者，乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設，学校及び医療施設と定められている。

非自己用住宅並びに政令第6条で定める社会福祉施設，学校及び医療施設についての具体的な用途を表5-2に示す。

表 5-2 具体的な制限用途（例示）\*

（平成 30 年 9 月時点）

| 分類（政令第 6 条）      |                                                                                                        | 具体的な制限用途                                                                                                                                                                                                            | 根拠法令                                                                         |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 非自己用住宅           |                                                                                                        | 分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿など<br>共同生活を営むべき住居                                                                                                                                                                                  |                                                                              |
| 社会<br>福祉<br>施設   | 老人福祉施設（老人介護<br>支援センターを除く）、<br>有料老人ホーム                                                                  | 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、<br>有料老人ホーム                                                                                                                                                | 老人福祉法（第 5 条の<br>3、29 条第 1 項）                                                 |
|                  | 身体障害者社会参加支援<br>施設                                                                                      | 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視<br>聴覚障害者情報提供施設                                                                                                                                                                        | 身体障害者福祉法（第<br>5 条第 1 項）                                                      |
|                  | 障害者支援施設、地域活動<br>支援センター、福祉ホー<br>ム、障害福祉サービス事業<br>（生活介護、自立訓練、就労<br>移行支援又は就労継続支<br>援を行う事業に限る。）の<br>用に供する施設 | 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施<br>設障害福祉サービスを行う施設<br>障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との<br>交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設<br>現に住居を求めている障害者につき、低額な料金を、居室その他の設<br>備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設<br>障害福祉サービスであり、それらの用に供する施設 | 障害者の日常生活及び<br>社会生活を総合的に支<br>援するための法律（第<br>5 条第 11 項、第 27 項、<br>第 28 項、第 1 項） |
|                  | 保護施設（医療保護施設<br>及び宿所提供施設を除<br>く）                                                                        | 救護施設、更生施設、授産施設                                                                                                                                                                                                      | 生活保護法（第 38 条第<br>1 項）                                                        |
|                  | 児童福祉施設（児童自立<br>支援施設を除く）                                                                                | 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こ<br>ども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達<br>支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター                                                                                                                      | 児童福祉法（第 7 条）                                                                 |
|                  | 障害児通所支援事業（児<br>童発達支援又は放課後<br>等デイサービスを行う<br>事業に限る）の用に供す<br>る施設                                          | 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居<br>宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行うもので、そ<br>れらの用に供する施設                                                                                                                                         | 児童福祉法（第 6 条の 2 の<br>2）                                                       |
|                  | 母子・父子福祉施設                                                                                              | 母子・父子休養ホーム、母子・父子福祉センター                                                                                                                                                                                              | 母子及び父子並びに寡婦<br>福祉法（第 39 条）                                                   |
|                  | 母子健康包括支援セン<br>ター                                                                                       | 母子健康包括支援センター                                                                                                                                                                                                        | 母子保健法（第 22 条）                                                                |
| その他これらに類する<br>施設 | 介護老人福祉施設                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                     | 介護保険法（第 8 条第<br>25 項、第 27 項）                                                 |
|                  | 児童相談所に設置される一時保護施設                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                     | 児童福祉法（第 12 条の<br>4）                                                          |
|                  | 市町村長が適当と認める施設                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                              |
|                  | 厚生労働省令で定める施設                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                              |
| 学校               | 特別支援学校、幼稚園                                                                                             | 学校教育法（第 72 条、<br>第 22 条）                                                                                                                                                                                            |                                                                              |
| 医療施設             | 病院、診療所、助産所                                                                                             | 医療法（第 1 条の 5 第<br>1 項、第 2 項、第 2 条第<br>1 項）                                                                                                                                                                          |                                                                              |

\*上記の施設は関係法令の定義に該当するものであるが、該当しなくても実質的に同様な機能をもつ施設については本条の制限用途の対象となる。具体的には以下の場合があげられる。

- (イ) 関係法令の定義の上では人数要件の関係から該当しない施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (ロ) 無認可の施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設

土砂災害防止法第 10 条第 2 項に規定される制限用途は根拠法令・条項が明示されていない。この理由は、児童福祉施設や身体障害者社会参加支援施設等の法令で位置づけられた代表的な施設名を記載することにより、法令に位置づけられた当該施設を指すことが可能と判断されているからである。また、同明示がないことは、児童福祉施設や身体障害者社会参加支援施設等を一般名詞として用いることにより、法令に位置づけられていない施設であっても、当該施設が法令に位置づけられている施設と同等と考えられるということになる。

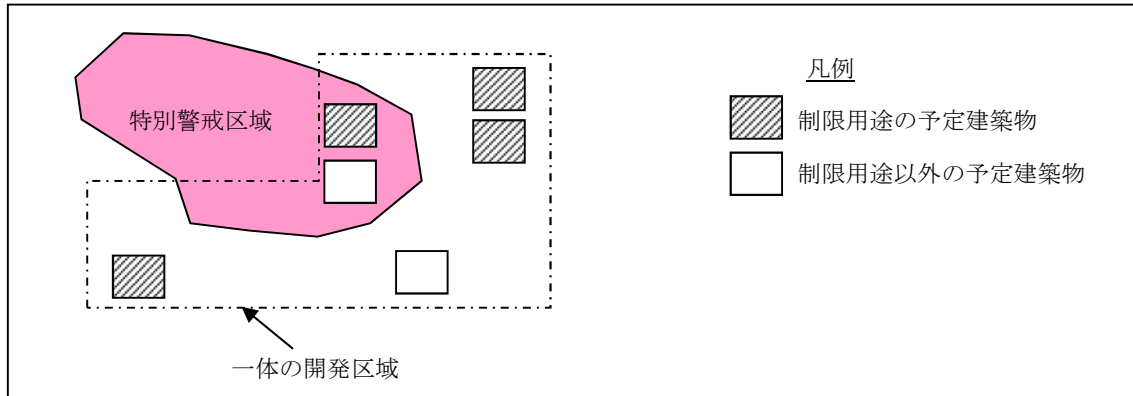
- (ハ) 関係法令の施行規則のレベルで施設が定義されている施設

#### (4) 規制対象となる予定建築物

特定開発行為に該当するかどうかの判断の事例を以下に示す。

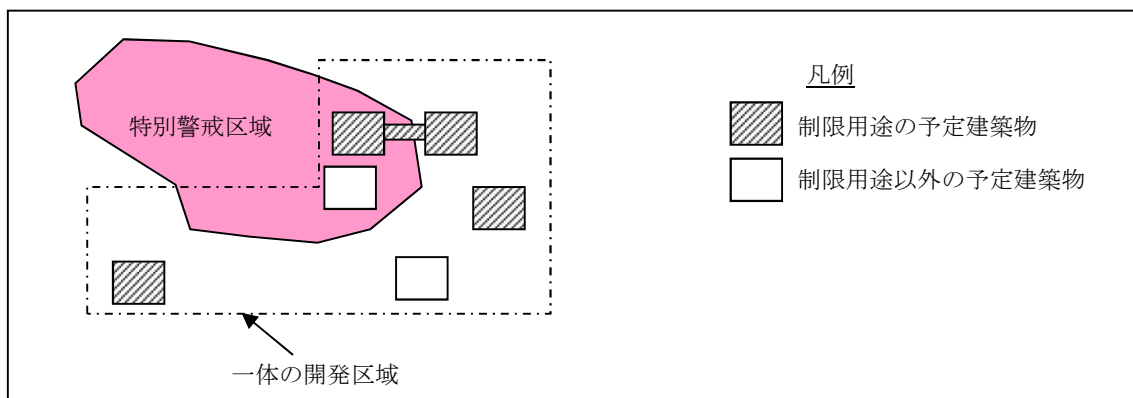
##### ① 特別警戒区域内の予定建築物が制限用途である場合

特定開発行為に該当する。



##### ② 制限用途である1つの予定建築物が特別警戒区域内外にわたり建築される場合

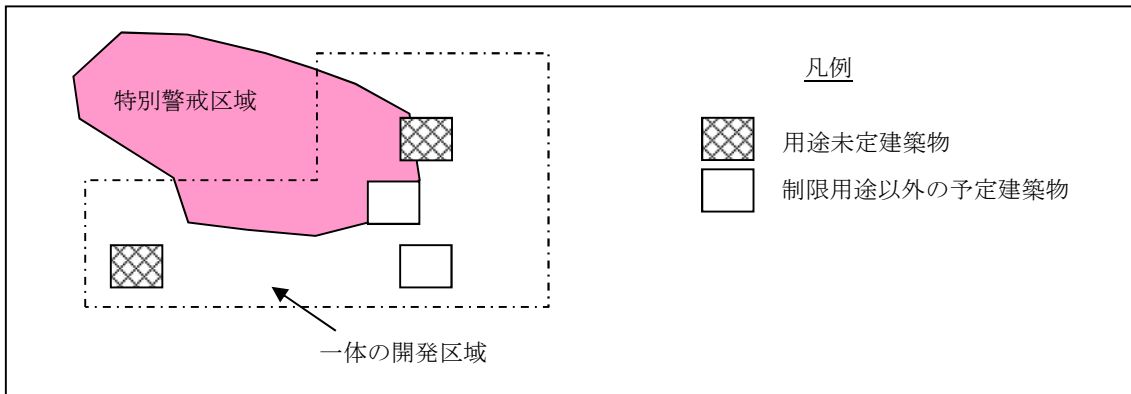
構造上分離されていても、用途上不可分であれば1つの建築物とみなす。構造上分離されているが、ジョイント部により機能的に連結され、エレベーターのように建築物の利用上不可欠な施設が共用され、登記上も1棟の建築物として登記されているマンションは、エレベーターや集会施設等、非居住部分のみが特別警戒区域に存する場合にも、1つの建築物と解され特定開発行為に該当する。





③特別警戒区域内の予定建築物の用途が未定の場合

特定予定建築物が建たないことが確定していないことから、特定開発行為に該当する。

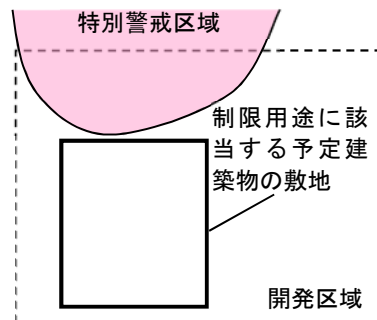


④開発許可申請時に予定建築物の位置が未定の場合

【規制対象とならないケース】

制限用途に該当する予定建築物の敷地が特別警戒区域外の場合

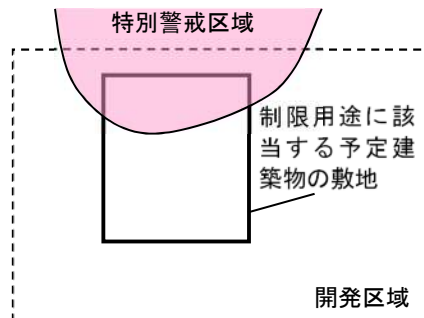
特別警戒区域内に制限用途に該当する予定建築物の敷地が存しないので、特別警戒区域内の土地が区画形質の変更を受けることとなっても、特定開発行為に該当しない。



【規制対象となるケース】

制限用途に該当する予定建築物の敷地が特別警戒区域内の場合

特別警戒区域内に制限用途に該当する予定建築物の敷地が存するため、特定開発行為に該当する。



○敷地について

法第11条第1項第2号に示されている「予定建築物の敷地」及び政令第7条第3号に示される「特定予定建築物の敷地」については、必要に応じて対策工事を行わなければならない区域である土砂災害特別警戒区域が、法第9条において「建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」と定義されていることを踏まえ、本基準においては、「建築物の外壁で囲まれた部分の水平投影面の土地（建築物の位置）」とする。なお、上記の定義はあくまで土砂災害防止法上の定義であり、建築基準法施行令第1条第1号に定められている「敷地」の定義と異なるため、注意が必要である。

表 5-2 特定開発に該当する行為

| ケース                           | 特定開発行為の対象（例）                                                                                                | 特定開発行為の対象外（例）                                                                                               |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①宅地分譲開発等で特定予定建築物の位置が確定していない場合 | <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>特定予定建築物の敷地の位置が未確定（宅地分譲開発等）</p> <p>道路</p> <p>特定予定建築物の敷地と一体とみなす必要がない土地</p> <p>開発区域</p>   | <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>特定予定建築物の敷地と一体とみなす必要がない土地</p> <p>道路</p> <p>特定予定建築物の敷地</p> <p>開発区域</p>                   |
| ②特定予定建築物の位置が確定している場合          | <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>制限用途の建築物の位置</p> <p>建築基準法上の敷地</p> <p>道路</p> <p>特定予定建築物の敷地と一体とみなす必要がない土地</p> <p>開発区域</p> | <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>制限用途の建築物の位置</p> <p>建築基準法上の敷地</p> <p>道路</p> <p>特定予定建築物の敷地と一体とみなす必要がない土地</p> <p>開発区域</p> |

(5) 適用除外 (法第10条1項ただし書き)

特別警戒区域内において非自己用住宅や要配慮者利用施設の開発規制を行うことにより国民の生命及び身体を土砂災害から保護するという、特定開発行為の許可制度の趣旨に反しないものについては、開発行為に該当したとしても、特定開発行為の許可を要しないものとされている。これに該当する行為は表5-3のとおりである。

表5-3 特定開発行為許可の適用除外の行為 (政令第5条第1, 2号)

| 号 | 適用除外行為                   | 具体例                   |
|---|--------------------------|-----------------------|
| 1 | 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為 | 被災者等の仮設住宅, 行政施設など     |
| 2 | 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為  | 制限用途に該当し短期間に限り設置する建築物 |

## 6. 特定開発許可制度の手続き事項

### 6-1 手続きの流れ

特定開発許可制度の手続きの流れは以下の通りとなる。なお、他法令に基づく許可申請書等が必要な場合、所管する関係行政機関に対して、必要な手続きを別途実施する必要がある。そのため、事業の進捗が滞ることがないように所管課等と調整しながら適切に進める必要がある。

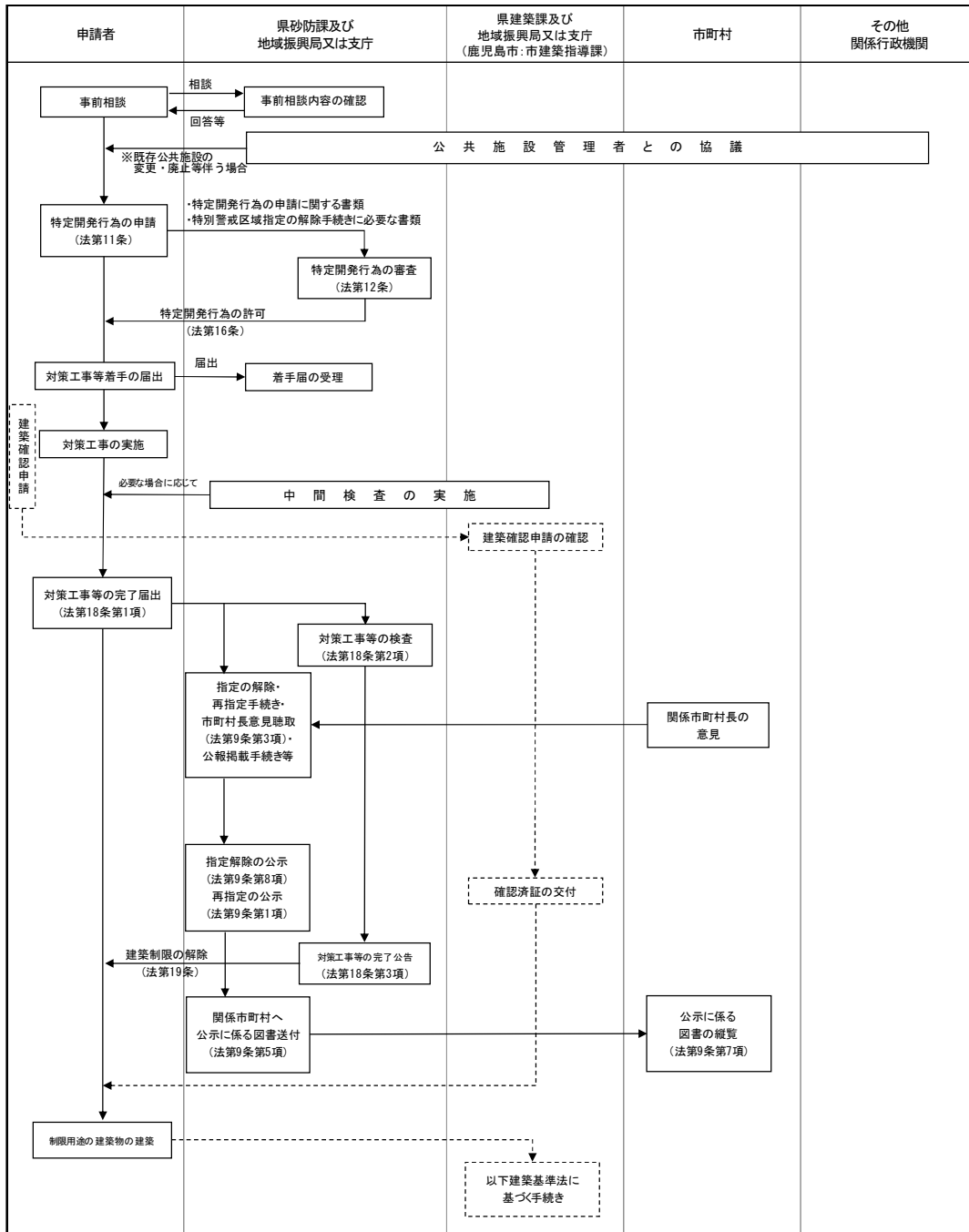


図 6-1 特定開発行為許可申請から制限用途の建築物の建築開始までの主な流れ

## 6-2 事前相談

事前相談は法に規定の無い任意の手続きであるが、特定開発行為許可の申請に先立ち、例えば次のように申請者が設計上の手戻りや手続き上の不備になることのないよう配慮する目的で行う。

- ・ 開発行為に該当するかどうか確認
- ・ 予定建築物の用途が制限用途か確認
- ・ 特定予定建築物の建築を行うための建築敷地（建築基準法施行令第1条第1号）が土砂災害特別警戒区域に入っているか確認
- ・ 他法令で受理されない事案か否か確認
- ・ 土砂災害特別警戒区域を開発行為の事業区域から除外できないか検討の上で、土砂災害特別警戒区域を開発行為の事業区域から除外できない場合に、開発行為により新たな土砂災害警戒区域を生じさせないよう指導
- ・ 申請図書の作成要領、設計内容、また各種手続等について相談を受け付け
- ・ 法第20条の規定に基づく特定開発行為の廃止の際、工事が途中で放棄され、斜面等が危険な状態で放置されることに伴う災害等の弊害発生未然防止のために、申請者の資力、信用および能力等について必要に応じて確認（実施する場合、都市計画法第33条第1項第13号に準じて実施）

### ○事前相談に必要な図書

事前相談に際しては下記の図書を提出する。作成にあたっては、特定開発行為許可申請書の作成要領を参考にすること（技術上の基準及び手続き上の基準に適合するかどうかは本審査で行う）。

① 特定開発行為事前相談書（参考様式）

：所在地、該当する土砂災害特別警戒区域、関連する法指定の有無等を記載する。

② 開発区域位置図

：1/50,000以上の地形図に開発区域の位置を明示

③ 開発区域図

：1/2,500以上の地形図に特別警戒区域、開発区域、予定建築物（制限用途に該当する予定建築物を明記）の位置・形状を記入した図面。なお、特別警戒区域は、県（砂防課、地域振興局等）及び関係市町村役場、県ホームページ（土砂災害警戒区域等マップ）で公示図書を閲覧し、転記する。

④ その他係員が指示した書類

【法第11条】【省令第8条】【省令第9条】【省令第10条】  
【県細則第3条】【県細則第15条】

法第11条 前条第1項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 予定建築物（前条第1項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
- 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

（特定開発行為の許可の申請）

省令第8条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の特定開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 法第11条第1項第三号及び第四号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定められなければならない。
- 3 前項の計画説明書は、対策工事等の計画の方針、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況並びに開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。
- 4 第2項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

| 図面の種類    | 明示すべき事項                                          | 縮尺         |
|----------|--------------------------------------------------|------------|
| 現況地形図    | 地形、土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類 | 2,500分の1以上 |
| 土地利用計画図  | 開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状                      | 1,000分の1以上 |
| 造成計画平面図  | 開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置    | 1,000分の1以上 |
| 造成計画断面図  | 切土又は盛土をする前後の地盤面                                  | 1,000分の1以上 |
| 対策工事等平面図 | 対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類                         | 1,000分の1以上 |

| 図面の種類 | 明示すべき事項                  | 縮尺         |
|-------|--------------------------|------------|
| 対策工事等 | 対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工 | 1,000分の1以上 |

|             |                                                                   |          |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|----------|
| 断面図         | 事等の種類                                                             |          |
| 対策施設<br>構造図 | 対策施設（政令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう。以下この条において同じ。）の種類及び構造 | 200分の1以上 |

- 5 第1項の場合において、対策施設を設置しようとする者は、政令第7条第三号から第六号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書を提出しなければならない。

（特定開発行為の許可申請書の記載事項）

省令第9条 法第11条第1項第五号の国土交通省令で定める事項は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日とする。

（特定開発行為の許可の申請書の添付図書）

省令第10条 法第11条第2項の国土交通省令で定める図書は開発区域位置図及び開発区域区域図とする。

- 2 前項の開発区域位置図は、縮尺5万分の1以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第1項の開発区域区域図は、縮尺2500分の1以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において市町村界、大字、字及び小字の境界、土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（特定開発行為許可申請書の添付図書等）

県細則第3条 省令第8条第1項の特定開発行為許可申請書には、省令第10条に定めるもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域（法第11条第1項第一号に規定する開発区域をいう。以下同じ。）の土地の登記事項証明書
  - (2) 開発区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 2 省令第8条第2項の計画説明書は、別記第2号様式によるものとする。
  - 3 省令第8条第2項の計画図には、対策工事等（法第12条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）の工程計画表及び次の表に掲げる図面を添付しなければならない。

| 図面の種類        | 明示する事項                                   | 縮尺         |
|--------------|------------------------------------------|------------|
| 工事中の<br>防災施設 | 流水方向及び排水区域並びに仮排水路、仮えん堤、遊水池、沈砂池、棚工、地下排水溝、 | 1,000分の1以上 |

|                     |                                                |         |
|---------------------|------------------------------------------------|---------|
| 平面図                 | のり面保護工等の防災施設の位置及び工区                            |         |
| 工事中の<br>防災施設<br>構造図 | 仮排水路，仮えん堤，遊水池，沈砂池，棚工，<br>地下排水溝，のり面保護工等の防災施設の構造 | 50分の1以上 |

4 前項の計画図及び図面には，必要に応じ計算書を添付しなければならない。

**【解 説】**

特定開発行為許可を受けようとする者は，法第11条（申請の手続），省令第8条～10条，  
 県細則第3条の定めるところにより，特定開発行為許可申請書，計画説明書，計画図及びそ  
 の他必要な書類を作成して鹿児島県知事に申請しなければならない。

① 特定開発行為許可申請書

特定開発行為許可申請書（別記様式第二）には，次の事項を記載する必要がある。

- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 開発区域の面積
- ・ 特定予定建築物の用途
- ・ 特定予定建築物の敷地の位置
- ・ 対策工事の概要
- ・ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要
- ・ 対策工事等着手予定年月日
- ・ 対策工事等完了予定年月日
- ・ その他必要な事項

なお，申請書には，表 6-1 の図書，開発区域の土地の登記事項証明書，開発区域に係る不  
 動産登記法第 14 条第 1 項の地図の写し及び知事が必要と認める図書を添付しなければなら  
 ない。



表 6-1 申請書に添付すべき図書

| 図書の種類   | 明示すべき事項                                     | 図面の縮尺      | 備考                            |
|---------|---------------------------------------------|------------|-------------------------------|
| 開発区域位置図 | 開発区域の位置                                     | 1/50,000以上 |                               |
| 開発区域区域図 | 市町村界, 大字, 字及び小字の境界, 土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状 | 1/2,500以上  | 開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲 |

⑤ 申請先と提出部数

申請書等の提出先は、鹿児島県土木部砂防課長とする。

許可申請書及びその添付図書は、3通とする。

② 計画説明書（省令第8条3項，県細則第3条第2項）

計画説明書（別記第2号様式）には、次の事項を記載する必要がある。

- ・ 対策工事等の計画の方針
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況
- ・ 開発計画
- ・ 開発区域内の土地の現況
- ・ 開発区域内の土地利用計画

③ 計画図（省令第8条4項，県細則第3条第3項）

計画図は、表 6-2 により作成し、対策工事の工程計画表を添付する。また、必要に応じ計算書を添付する。

なお、工事施工中の防災措置、施工管理については巻末参考資料⑥に示す内容に基づき、検討しなければならない。

④ 構造計算書（省令第8条5項）

対策施設を設置しようとする者は、技術基準に適合することを説明する構造計算書を提出しなければならない。

表 6-2 申請時に必要な計画図

| 図面の種類       | 明示すべき事項                                                     | 図面の縮尺      | 確認事項                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現況地形図       | 地形，土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界，対策工事等を施行する位置並びに対策工事等の種類              | 1/2, 500以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域等との位置関係</li> <li>・対策施設が技術的基準に基づき適切な区域での計画かどうか</li> </ul>     |
| 土地利用計画図     | 開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状                                 | 1/1, 000以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全すべき特定予定建築物の位置や範囲</li> </ul>                                    |
| 造成計画平面図     | 開発区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分及び対策施設を設置する位置                         | 1/1, 000以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発により地形状況が改変される部分</li> <li>・開発区域の切土及び盛土が特定予定建築物に与える影響</li> </ul> |
| 造成計画断面図     | 切土又は盛土をする前後の地盤面                                             | 1/1, 000以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発による地形変化</li> <li>・開発区域の切土・盛土が特定予定建築物に与える影響</li> </ul>          |
| 対策工事等平面図    | 対策工事等を施行する位置及び対策工事等の種類                                      | 1/1, 000以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の配置計画等が土砂災害を防止する上で適正かどうか</li> </ul>                            |
| 対策工事等断面図    | 対策工事を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類                                | 1/1, 000以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・断面形状から，必要な範囲を対策しているか，必要な高さまで対策しているかなど</li> </ul>                 |
| 対策施設構造図     | 対策施設の種類及び構造                                                 | 1/200以上    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策施設として必要な技術的基準を満たしているかどうか</li> </ul>                            |
| 工事中の防災施設平面図 | 流水方向及び排水区域並びに仮排水路，仮えん堤，遊水池，沈砂池，棚工，地下排水溝，のり面保護工等の防災施設の位置及び工区 | 1/1, 000以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の防災施設の配置計画等が土砂災害を防止する上で適正かどうか</li> </ul>                      |
| 工事中の防災施設構造図 | 仮排水路，仮えん堤，遊水池，沈砂池，棚工，地下排水溝，のり面保護工等の防災施設の構造                  | 1/50以上     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の対策施設として必要な技術的基準を満たしているかどうか</li> </ul>                        |

#### 6-4 対策工事等に伴う既存公共施設の変更・廃止等に関する協議

対策工事等の計画設計にあたり既存公共施設の変更・廃止等が伴う場合には、その公共施設使用者等に影響を及ぼすおそれがあるため、公共施設管理者と十分協議を行う必要がある。

#### 6-5 許可申請に伴う危害のおそれのある土地等の区域図等の提出

##### 【土砂災害防止対策基本指針（抜粋）】

##### 三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

・・・特に、土砂災害防止施設等が整備され、施設機能の適切な維持管理体制が確保されるなど、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなると認められる場合には、当該特別警戒区域の全部又は一部について速やかに指定を解除することが望ましい。

政令第7条第1項第一号及び第二号において、対策工事等の計画は、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであることとされていることから、特定開発行為許可を受けようとする者は、対策工事等の計画による危害のおそれのある土地等の区域図など、特別警戒区域の指定解除等に関する書類を提出しなければならない。

#### ○特別警戒区域の指定の解除にかかる図書

##### ●特別警戒区域の指定の解除にかかる必要図書

特別警戒区域の指定の解除にかかる資料として、次の内容を取りまとめて添付するものとする。

- ①特別警戒区域の指定及び解除の区域
- ②その発生原因となる自然現象の種類
- ③当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
- ④その他

また、資料を取りまとめるにあたっては、次の事項に留意すること。

- ・許可基準の第二編から第四編の各技術基準に準拠していること。
- ・特別警戒区域の変更原因は計画した対策工事によるものである。そのため変更範囲は対策工事の効果が及ぶ範囲までとし、当該特別警戒区域の区域設定調書を参考として加筆するなど、工事前後の当該特別区域の範囲と特定予定建築物の位置等の関係が分かるようにすること。
- ・当該特別警戒区域の基礎調査区域調書に修正が生じる場合は区域設定に関する部分の修正（案）を添付すること。

6-6 特別警戒区域を解除しない場合

【法第24条，法第25条】

(特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準)

法第24条 特別警戒区域内における土砂災害の発生を防止するため，建築基準法第20条第1項に基づく政令においては，居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

法第25条 特別警戒区域（建築基準法第6条第1項第4号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。）については，同項第4号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして，同法第6条から第7条の5まで，第18条，第89条，第91条及び第93条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

【解 説】

特定開発区域内の土地においては，法第18条第3項に規定する対策工事等の完了の公告後に制限用途の建築物を建築することになる。その際に，特別警戒区域の解除等がなされていないならば，建築基準法施行令第80条の三による土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法に準拠した建築物（外壁等）を建築しなければならない。

(許可の基準)

法第12条 都道府県知事は、第10条第1項の許可の申請があったときは、前条第1項第3号及び第4号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(技術的基準)

政令第7条 法第12条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 二 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。

—以下略—

【解 説】

(1) 許可の基準

特定開発行為の許可の基準は以下のとおりである。これらの基準を満たした場合、申請した特定開発行為は都道府県知事によって許可される。

①対策工事

特定予定建築物における土砂災害を防止するために開発者が自ら施行することが必要な工事の計画が、政令第7条に定められた技術的基準に従って講じられたものとする。

②対策工事以外の特定開発行為に関する工事

対策工事以外の特定開発行為に関する工事が政令に定めた技術的基準に従って講じられたものとする。(対策工事の効果を妨げないものとする。)

③申請の手続き

申請の手続きが本法律又はこの法律に基づく規定に違反していないこと。

## (2) 政令に定められた技術的基準

本条文にある「政令に定めた技術的基準」は政令第7条のことである。政令第7条には下記の事項について規定されている。これらの詳細については第二編 急傾斜地の崩壊技術基準編、第三編 土石流技術基準編及び第四編 地滑り技術基準編に示す。

- (イ) 対策工事の計画
- (ロ) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- (ハ) 対策工事の工事又は施設の設置の基準
- (ニ) 高さ2メートルを超える擁壁の構造

(許可の条件)

法第13条 都道府県知事は、第10条第1項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

【解 説】

前項の「許可の基準」では、特定予定建築物における土砂災害防止に必要な技術的基準が定められているが、許可の結果として、新たに災害等が発生することがないように鹿児島県知事が条件を付することができるという規定である。

開発行為に関して付される具体的な条件については、下記のものが想定される。

(イ) 工事施行時の安全確保

急傾斜地の崩壊のおそれのある斜面付近等での防災工事は、足場が悪く、施工ヤードが限られるといった厳しい条件下に置かれており、また、降雨時にはがけ崩れが発生するおそれがあることから、工事施行中の作業員の安全確保、近隣住民への危険性の除去等の十全の措置が求められる。

(ロ) 施工管理の基準

当該手法の安全性が確保されているか、必要かつ十分な工事期間が保たれているかなどの適正な施工管理が求められる。

(ハ) 品質管理

当該手法・工事に使用する材料の品質（強度、密度など）、規格（厚さ、長さなど）が確保され、技術的基準に照らした適正な防災施設等が整備されているかといった品質管理が求められる。

(ニ) 周辺区域に対する環境への配慮

産業廃棄物の排出、残土処理、汚水処理、騒音対策等の環境への配慮が求められる。

(ホ) 対策施設維持管理に関する計画

除石が必要な対策施設等の計画については、対策施設点検計画などの維持管理計画の提出が求められる。

【法第14条】【省令第10条】

(既着手の場合の届出等)

法第14条 特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第10条第1項ただし書に規定する政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して21日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

(既着手の場合の届出の方法)

省令第11条 法第14条第1項の規定による届出は、別記様式第三に掲げる届出書を提出してしなければならない。

【解 説】

特別警戒区域指定の際、既に特定開発行為に着手している者はその指定の日から起算して21日以内に、その旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。届出により、既着手の特定開発行為の内容が把握され、これが万一危険な開発を行っているのであれば、鹿児島県知事によって予定建築物の用途の変更その他の必要な助言、勧告が行われる。このとき助言、勧告は具体的に以下のとおり行われる。

助言・・・現に開発工事を行っている場合、特別警戒区域内であり、土砂災害の著しい危険がある土地であるという注意喚起

勧告・・・現に施行している開発工事の計画及び施工方法が、土砂災害に対して安全なものとなっていない場合における具体的な改善方法（対策工事の実施、適切な施工管理等）の勧告や予定建築物の用途の変更の勧告

この届出書（別記様式第三）には、次の事項を記載する必要がある。

- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 開発区域の面積
- ・ 特定予定建築物の用途
- ・ 特定予定建築物の敷地の位置
- ・ 対策工事の概要
- ・ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要
- ・ 対策工事等の着手年月日
- ・ 対策工事等の完了予定年月日
- ・ 対策工事等の進捗状況



(許可の特例)

法第 15 条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

(協議の手続)

県細則第 4 条 法第 15 条に規定する協議は、法第 11 条に規定する申請の手続の例により行うものとする。

【解 説】

(1) 許可の特例

国又は地方公共団体が特別警戒区域内において行う特定開発行為については、国又は地方公共団体の公的性格に鑑み、これらと鹿児島県知事との協議が成立することをもって、法第 10 条の許可を受けたものとみなされる。

(2) 許可の手続

条文中の「許可を受けたものとみなす」とは、第一に、許可を得るための手続を要することなく、許可があったのと同等の効果を認める法律上の処理方式である。したがって、法第 10 条（特定開発行為の制限）、法第 11 条（申請の手続）等の開発許可の申請に関連する規定は適用されない。

第二に、みなされた結果、国又は地方公共団体は許可を受けた者の地位に立つので、許可を受けた者に対する措置を定めた法第 18 条（工事完了の検査等）、法第 21 条（監督処分）等の規定は適用されることとなる。例えば、工事が完了し、工事完了の検査に合格すれば検査済証を交付されることとなる。

(3) 変更の手続

本条は、許可の変更について規定した法第 17 条第 4 項において準用されている。

したがって、法第 11 条第 1 項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合にも、特定開発行為者である国又は地方公共団体と鹿児島県知事との協議により処理することとなる。

#### (4) 特例処置が適用される法人等

以下に掲げた法人は、特定開発行為を行うことが見込まれることが明らかである業務（住宅の建設、宅地の造成、制限用途に係る施設の設置等）が、法令上明示されている法人であることから、国等とみなされ法第 15 条が適用されるものとする。

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構（文部科学省）
- ・国立大学法人（文部科学省）
- ・国立高度専門医療研究センター（厚生労働省）
- ・独立行政法人労働者健康福祉機構（厚生労働省）
- ・独立行政法人国立病院機構（厚生労働省）
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構（厚生労働省）
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構（経済産業省）
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省）
- ・地方住宅供給公社（国土交通省）
- ・独立行政法人空港周辺整備機構（国土交通省）
- ・地方道路公社（国土交通省）
- ・土地開発公社（国土交通省）
- ・独立行政法人都市再生機構（国土交通省）
- ・地方独立行政法人（総務省）

## (許可又は不許可の通知)

法第16条 都道府県知事は、第10条第1項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない

## 【解 説】

## (1) 許可又は不許可の通知

特定開発行為許可の申請があったときは、鹿児島県知事は遅滞なく<sup>1</sup>許可又は不許可の処分を行わなければならない他、処分は必ず文書で申請者に通知する。また、本条第2項及び行政手続法第8条により、不許可の処分をするときは、なぜ不許可になったかを判断できるように、その理由について文書をもって通知する。

## (2) 変更時の手続

本条は、許可の変更について規定した法第17条第4項において準用されている。

したがって、鹿児島県知事は変更の許可又は不許可処分をしようとする場合にも、特定開発行為者であって変更許可の申請をした者に対して、文書をもって通知する。

## 【参考 行政手続法（平成5年法律第88号）】

## (理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

<sup>1</sup>「遅滞なく」とは、「速やかに」よりは遅れるが、遅れることなくという程度の意味である。日常用語では、いずれも「すぐに」という意味で用いられるが、法令用語としては区別して用いられる。

「遅滞なく」は、正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに行わなければならないとされている。これに対し、「直ちに」は、理由はどうであれすぐに行わなければならない場合に用いる。「遅滞なく」と「直ちに」は、すぐに行わなければならない義務違反となり、違法となる場合が多いとされる。「速やかに」は、訓示的に用いられ、すぐに行われなくても義務違反とはならないができるだけ早く行わなければならないとする場合に用いられる。

時間的即時性（緊急度）は、「直ちに」>「速やかに」>「遅滞なく」の順。

【法第17条】【省令第12条】【省令第13条】  
【県細則第5条】【県細則第6条】【県細則第7条】

(変更の許可等)

法第17条 第10条第1項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第11条第1項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第10条第1項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第10条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第12条、第13条及び前二条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 5 第1項の許可又は第3項の規定による届出の場合における次条から第20条までの規定の適用については、第1項の許可又は第3項に規定する届出に係る変更後の内容を第10条第1項の許可の内容とみなす。

(軽微な変更)

省令第12条 法第17条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

省令第13条 法第17条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 特定開発行為の許可の許可番号

(特定開発行為変更許可申請書)

県細則第5条 法第17条第2項に規定する申請書は、特定開発行為変更許可申請書（別記第3号様式）によるものとする。

- 2 前項の特定開発行為変更許可申請書には、省令第8条第2項の計画説明書及び計画図、同条第5項に規定する構造計算書並びに省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図並びに第3条第1項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(特定開発行為変更届出書)

県細則第6条 法第17条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書（別記第4号様式）を提出して行うものとする。

(住所、氏名等の変更の届出)

県細則第7条 法第10条第1項又は法第17条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、その住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、速やかに、住所氏名等変更届出書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

**【解 説】**

(1) 特定開発行為変更許可申請

① 特定開発行為変更許可の対象事項

既に許可を受けた特定開発行為の内容を以下について変更する場合には、変更許可申請を行わなければならない。

- (イ) 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置（法第11条第1項第二号）を変更する場合。
- (ロ) 対策工事の計画（法第11条第1項第三号）を変更する場合。
- (ハ) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（法第11条第1項第四号）を変更する場合。

② 特定開発行為変更許可の申請

特定開発行為変更許可申請書（別記第3号様式）には以下の事項を記載するものとする。

- ・ 特定開発行為の許可年月日及び許可番号
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 特定開発行為の変更の概要
- ・ 変更の理由

## (2) 特定開発行為変更届

### ① 特定開発行為変更届出の対象事項

法第 17 条第 1 項ただし書きに規定されている変更を行おうとするときは、変更許可は要しないが、法第 17 条第 3 項により鹿児島県知事に届け出なければならない。変更許可を要しないもの及びその理由は、次のとおりである。

#### (イ) 変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のもの

変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のものとなる場合には、対策工事等の計画との関係について改めて審査することの実益に乏しいことから、変更許可ではなく、届出にて足りる。

#### (ロ) 国土交通省令で定める軽微な変更

変更許可の対象となる法第 11 条第 1 項第二号から第四号の事項のうち変更許可を要するまでもない軽微な変更については、行政事務の合理化の観点から、届出で足りることとする。具体的には、対策工事等の着手予定年月日又は対策工事等の完了予定年月日の変更がこれにあたる。(省令第 12 条)

### ② 特定開発行為変更届出書

特定開発行為変更届出書（別記第 4 号様式）には以下の事項を記載するものとする。

- ・ 特定開発行為の許可年月日及び許可番号
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 変更に係る事項
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由

### ③ 住所、氏名等の変更の届出

住所氏名等変更届出書（別記第 5 号様式）には以下の事項を記載するものとする。

- ・ 特定開発行為の許可年月日及び許可番号
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 特定開発行為の内容
- ・ 変更の内容
- ・ 変更年月日
- ・ 参考事項

【県細則第8条】【県細則第9条】

(対策工事等の着手の届出)

県細則第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等に着手したときは、速やかに、対策工事等着手届出書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(許可の表示)

県細則第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を行う期間中、当該対策工事等を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（別記第7号様式）を掲示しておかなければならない。

【解 説】

(1) 対策工事等着手の届出

対策工事等着手届出書（別記第6号様式）には以下の事項を記載するものとする。

- ・ 特定開発行為の許可年月日及び許可番号
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 対策工事等着手年月日
- ・ 対策工事等完了予定年月日
- ・ 工事監理者
- ・ 工事施行者

(2) 特定開発行為許可の表示

特定開発行為許可標識（別記第7号様式）には以下の事項を記載するものとする。

- ・ 許可年月日及び許可番号
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 特定開発行為の概要
- ・ 許可を受けた者
- ・ 工事施行者
- ・ 工事期間

【法第 18 条】【法第 19 条】【省令第 14 条】【省令第 15 条】【省令第 16 条】  
【県細則第 11 条】

(工事完了の検査等)

法第18条 第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第12条に規定する政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたとときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

(対策工事等の完了の届出)

省令第14条 法第18条第1項の規定による届出は、別記様式第四の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

省令第15条 法第18条第2項に規定する検査済証の様式は、別記様式第五とする。

(対策工事等の完了公告)

省令第16条 法第18条第3項に規定する対策工事等の完了の公告は、開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

(工事完了届出書の添付図書)

県細則第11条 省令第14条の工事完了届出書には、工事完了図を添付しなければならない。

- 2 前項の工事完了図は、縮尺 500分の1以上とし、開発区域の境界並びに法第11条第1項第二号に規定する特定予定建築物の用途及び敷地の形状を明示したものとする。



(建築制限)

法第19条 第10条第1項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第3項に規定する公告があるまでの間は、第10条第1項の制限用途の建築物を建築してはならない。

【解説】

(1) 工事完了の届出

特定開発行為の許可に係る対策工事等のすべてが完了したとき、許可を受けた者は対策工事等完了届出書(別記様式第四)を鹿児島県知事へ提出し、完了検査を受けなければならない。鹿児島県知事へ届出を行う時期は、以下の工事がすべて完了したときである。

- (イ) 土砂災害を防止するために特定開発行為の許可を受けた者が施行する工事（対策工事）
- (ロ) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

なお、対策工事等完了届出書には、表 6-3 に定めるところにより作成した工事完了図を添付しなければならない。

表 6-3 対策工事等完了届出書に添付する工事完了図

| 図面の種類 | 明示する事項                      | 縮尺      | 確認事項                      |
|-------|-----------------------------|---------|---------------------------|
| 工事完了図 | 開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状 | 1/500以上 | 対策工事等が必要な技術的基準を満たしているかどうか |

対策工事等完了届出書には、次の事項を記載する必要がある。

- ・ 許可年月日及び許可番号
- ・ 対策工事等の完了年月日
- ・ 対策工事等を完了した開発区域に含まれる地域の名称

また、開発行為に伴い指定済みの当該特別警戒区域が一部解除される場合、法第4条に基づく基礎調査を実施し、法第7条第4項及び第9条第4項に規定する公示図書に使用する危害のおそれのある土地の区域及び著しい危害のおそれのある土地の区域を確定し、以下の資料を提出する。

- ・ 区域調書
- ・ 公示図書
- ・ 電子データ
- ・ その他必要な資料

※区域全体の指定が解除される場合は、該当する区域が特定できる資料を提出すればよい。

(2) 完了検査

工事完了の届出の後、鹿児島県知事によって、対策工事等が法第12条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査される。適合していると認められるときは、

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証（別記様式第五）が交付される。

### （３）完了検査時に必要な追加書類

完了検査時に提出する書類として、届出書では計画通りできているか確認できないため、安全が確認できる追加資料の提出が必要となる。

完了検査時に必要な追加資料は表 6-4 に示すとおりである。

表 6-4 完了検査時に必要な書類一覧

| 名称          | 明示すべき事項                                               | 縮尺          | 備考                               |
|-------------|-------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 工事完了確認調書    | 対策工事の場所，工種ごとの概要（構造，規模）                                |             | 一覧表                              |
| 対策工事記録      | 工事記録及び工事写真                                            |             | ※1                               |
| 開発区域位置図     | 開発区域の位置                                               | 1/50,000 以上 | 施行規則第 10 条第 1，2 項に準拠             |
| 造成完了平面図     | 開発区域の境界，切土又は盛土を行った土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置した位置，特別警戒区域 | 1/1,000 以上  | 施行規則第 8 条第 4 項に準拠                |
| 対策工事等完了平面図  | 対策工事等を施工した位置及び対策工の種類                                  | 1/1,000 以上  | 施行規則第 8 条第 4 項に準拠                |
| 造成完了断面図     | 切土又は盛土を行った前後の地盤面，特別警戒区域                               | 1/1,000 以上  | 施行規則第 8 条第 4 項に準拠                |
| 対策施設構造図     | 対策施設の種類及び構造                                           | 1/200 以上    | 施行規則第 8 条第 4 項に準拠<br>展開できるものは展開図 |
| 出来形総括表      |                                                       |             | ※ 1                              |
| その他品質がわかるもの |                                                       |             | 平面載荷試験結果<br>コンクリート強度<br>確認試験結果など |

※ 1：「土木工事施工管理基準（平成 28 年 1 月） 鹿児島県土木部」を参照

#### (4) 完了公告

完了検査に合格すれば、検査済証が交付されるとともに、当該工事が完了した旨が公告される。対策工事等の完了の公告は、開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、県公報に記載して行う。

#### (5) 建築制限

##### ①建築制限

開発区域内の土地において、工事完了の公告があるまでは、制限用途の建築物の建築は禁止されている。この制限は、開発許可を受けた事業主のみでなく、何人も制限用途の建築物を建築してはならない。

また、本条は、あくまでも制限用途の建築物の建築を禁止するものであり、特定予定建築物以外のもの、すなわち、そもそも法第 10 条による制限の対象になっていない用途に係る建築物の建築を何ら制限するものではない。

##### ②公告前に建築に着手した場合の取り扱い

本条に違反して、公告前に建築に着手した場合、法第 38 条第 1 項第三号により罰則が課されるほか、次のとおりである。

- (イ) 法第 21 条第 1 項第三号に該当するものとして、監督処分の対象となる。なお、同項第 2 号に該当する場合もありうる。
- (ロ) 建築基準法による処分として、違反建築物に対する措置（建築基準法第 9 条）や違反建築物の設計者等に対する措置（建築基準法第 9 条の 3）が課せられる。また、建築基準法による罰則（建築基準法第 98 条第 1 項第一号）の対象にもなりうる。
- (ハ) 地方公共団体の関係条例が存在する場合には、これによる処分の対象となる。

##### 【注意事項】

本法には都市計画法第 37 条第 1 項の規定による「但し書き」の規定はないことから、特定開発行為の許可申請では、本法による完了公告がなければ建築制限は解除されない。

##### 【参考 都市計画法第 37 条】

##### (建築制限等)

第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、または特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- 一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物または特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
- 二 第33条第 1 項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

【法第20条】【省令第17条】【県細則第12条】

(特定開発行為の廃止)

法第20条 第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出)

省令第17条 法第20条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出は、別記様式第六による特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書を提出して行うものとする。

(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書の添付図書)

県細則第12条 省令第17条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

- (1) 当該対策工事等の廃止の理由
- (2) 当該対策工事等の廃止時における状況
- (3) 当該対策工事等の廃止後の措置

【解説】

法第10条1項の許可を受けた者は、対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事を廃止したときには、省令第17条により鹿児島県知事に「特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書」(別記様式第六)を提出しなければならない。

この規定を設けた理由は、次のとおりである。

- ・本法に基づく監督を行うべき対象を的確に把握するため。
- ・工事をむやみに途中で廃止されることに伴う災害等の弊害発生を未然防止を図るため。

また、特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書(別記参考様式1)を添付しなければならない。

- ・対策工事等の廃止の理由
- ・対策工事等の廃止時における状況
- ・対策工事等の廃止後の措置

なお、特定予定建築物を全く含まない状況になったことに伴う申請について、開発行為を継続する場合には、法第17条第1項に規定する変更の手続きで対応する。

## 6-16 特定開発行為の中止（再開）

法第 10 条 1 項の許可を受けた者は、対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事を中止・再開したときには、鹿児島県知事に「特定開発行為に関する対策工事等の中止・再開の届出書」（別記参考様式 2）を提出しなければならない。

本許可基準にこれを設けた理由は、対策工事等の中止期間中の災害防止措置等について確認するためである。

また、特定開発行為に関する対策工事等の中止（再開）の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書（別記参考様式 3）を添付しなければならない。

- ・ 対策工事等の中止（再開）の理由
- ・ 対策工事等の中止時（再開時）における状況
- ・ 対策工事等の中止後（再開後）の措置

## (監督処分)

法第21条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第10条第1項若しくは第17条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第10条第1項又は第17条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者
  - 二 第10条第1項又は第17条第1項の許可に付した条件に違反した者
  - 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第12条に規定する政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
  - 四 詐欺その他不正な手段により第10条第1項又は第17条第1項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
  - 4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

## (都道府県知事の命令に関する公示の方法)

省令第18条 法第21条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県の公報への掲載とする。

## 【解 説】

本法は、特定開発行為を行う者に対して制限を設けており、一方、この制限は特別警戒区域における土砂災害を防止するために必要不可欠なものであり、これに関する違反や不正行為は早急に排除されなければ、本法の目的を達成する上で非常な障害となる。そこで、特定開発行為の許可に関する違反行為又は不正行為を行った者に対し、鹿児島県知事がこれらの状態を是正するために必要な処分を行うことが監督処分の目的である。監督処分が行われた場合には、その旨の標識を設置するとともに、県公報への掲載により公示される。

### (1) 監督処分の対象

法第 21 条第 1 項の規定により鹿児島県知事は、次のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物により土砂災害を防止するために必要な限度において、違反是正のための措置をとることを命ずることができる。

- (イ) 法第 10 条第 1 項（特定開発行為の許可）の規定に違反して、特定開発行為をした者
- (ロ) 法第 17 条第 1 項（変更の許可）の規定に違反して、特定開発行為をした者
- (ハ) 法第 10 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者
- (ニ) 法第 17 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者
- (ホ) 法第 12 条及び政令第 7 条の技術的基準の規定に違反した対策工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、自ら工事をしている者若しくはした者
- (ヘ) 詐欺その他不正な手段により法第 10 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の許可を受けた者

### (2) 監督処分の公示

鹿児島県知事は、監督処分として、特定開発行為に関する工事その他の行為を停止することや、必要な措置をすることが命じた場合において、命令が発せられた旨を、標識の設置や県の公報への掲載（省令第 18 条）によって公示しなければならない。

標識の設置がなされた場合、命令を受けた土地、建築物、建築物の敷地の保有者、管理者、占有者は、これを拒んだり妨げたりすることは禁じられている。

**(立入検査)**

法第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**(身分証明書)**

県細則第2条 法第5条第5項（法第22条第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第1号様式）によるものとする。

**【解説】****(1) 立入検査**

特定開発行為に関する本法に基づく処分等の適正性を確保するため、以下に示すいずれかの必要がある場合に、鹿児島県知事又は県職員等によって、その対象となる土地に立ち入り、当該土地又は特定開発行為にかかる工事の状況を検査することができる。

- (イ) 当該特定開発行為を許可するかどうかを決定するため（法第10条第1項）
- (ロ) 当該特定開発行為の変更を許可するかどうかを決定するため（法第17条第1項）
- (ハ) 当該対策工事等が法第12条に規定する政令で定める技術的基準に適合したものであるかどうかを検査するため（法第18条第2項）
- (ニ) 当該土地において制限用途の建築物の禁止が遵守されているかどうか把握するため（法第19条）
- (ホ) 当該特定開発行為の許可を取り消す等の措置をとるかどうか等を決定するため（法第21条第1項）

**(2) 身分証明書**

立入検査等のために他人の占有する土地に立ち入ろうとする者に対して、身分証明書の携帯と請求を受けた場合はその提示に関して義務づけられている。

なお、県細則第2条に基づき身分証明書の様式は、別記第1号様式に従い作成するものとする。



(報告の徴収等)

法第23条 都道府県知事は、第10条第1項又は第17条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(工事施行状況の報告の徴収等)

県細則第10条 知事は、対策工事等について必要があると認めるときは、工程を指定し、対策工事等を実施する者（以下「工事施行者」という。）に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨の報告を求めることができる。

- 2 前項の報告があったときは、知事は、当該対策工事等について中間検査を行うことができる。
- 3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、当該対策工事等を行った部分の施行状況を撮影し、資料として整備しておかなければならない。

【解説】

(1) 報告の徴収等

特定開発行為の許可を受けた者に対して、鹿児島県知事は、当該許可に係る土地の状況又は当該許可に係る対策工事等の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

そのことによって当該特定開発行為の現状を的確に把握した結果、鹿児島県知事は、助言又は勧告という法律上は拘束する効果を有しない誘導的措置から、監督処分という行政代執行、罰則等の履行確保手段を備えた措置に至るまでの多様な行政措置を講じることが可能となり、土砂災害の防止を目的とする本法の適正な運用が確保されるものである。なお、助言・勧告の具体的な例は以下のものが考えられる。

助言・・・対策工事等の安全対策管理の徹底の注意喚起

勧告・・・対策工事等の施工管理が適切に行われていない場合、基準に適合した材料及び材質を使用させる等

## (2) 工事施行状況の報告の徴収等

### ① 工事施行状況の報告の徴収と中間検査

知事は、対策工事等について必要があると認めるときは、工程を指定し、工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨の報告を求めることができる。知事は、この報告があったときには、対策工事等について中間検査を行うことができる。

### ② 対策工事等の施行状況の整備

工事施行者は、指定された工程に達したときは、その都度、対策工事等を行った部分の施行状況を撮影し、資料として整備しておかなければならない。

【法第 38 条, 法第 39 条, 法第 40 条, 法第 41 条, 法第 42 条】

(罰則)

法第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項又は第17条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第19条の規定に違反して、第10条第1項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第21条第1項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

法第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第7項の規定に違反して、土地の立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第22条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

法第40条 第23条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

法第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

法第42条 第14条第1項、第17条第3項又は第20条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

【解 説】

(1) 違反行為者に対する罰則

違反行為者に対する罰則は表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 罰則

| 条     | 罰 則 規 定                    | 罰 則 対 象                                                                             |
|-------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三十八条 | 1年以下の懲役<br>又は<br>50万円以下の罰金 | 法第10条第1項（特別開発行為の制限）、又は法第17条第1項（変更の許可等）の規定に違反して、特定開発行為をした者                           |
|       |                            | 法第19条（建築制限）の規定に違反して、法第10条第1項の制限用途の建築物を建築した者                                         |
|       |                            | 法第21条第1項（監督処分）の規定による都道府県知事の命令に違反した者                                                 |
| 第三十九条 | 6月以下の懲役<br>又は<br>30万円以下の罰金 | 法第5条第7項（基礎調査のための土地の立ち入り等）の規定に違反して、土地の立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者                           |
|       |                            | 法第22条第1項（立入検査）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者                                              |
| 第四十条  | 20万円以下の罰金                  | 法第23条（報告の徴収等）の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者               |
| 第四十二条 | 20万円以下の過料                  | 法第14条第1項（既着手の場合の届出）、法第17条第3項（変更の届出）、又は法第20条（特定開発行為の廃止の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 |

## （2）雇用者等に対する罰則

法第38条から法第40条に規定されている違反行為がなされた場合、現実はその行為をした者が法第38条から法第40条に規定されているとおりの罰則の適用を受けるのであるが、それに加えて、当該現実はその行為をした者が、以下のいずれかに当たる場合には、その法人又は人に対しても、それぞれ該当する条文に基づき罰金刑が科せられるものである。

- (イ) 法人の代表者
- (ロ) 法人・個人の代理人
- (ハ) 法人・個人の使用人その他の従業者

これは、実際の行為者は、必ずしも自身の固有の利益・動機のために違反行為を行うわけではなく、自身が所属している法人や雇用されている法人・個人、代理人を務めている法人・個人の利益のために、あるいはこれら法人・個人に命じられて行動した結果、これら違反行為を行う場合があることから、その法人・個人に対しても罰金刑を科することにより、本法の実効性の確保を図ろうとされたものである。

(許可に基づく地位の承継)

県細則第 13 条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに、地位承継届出書（別記第 8 号様式）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

県細則第 14 条 許可を受けた者から当該開発区域内の全部の土地の所有権その他当該対策工事等を施行する全部の権原を譲渡により取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに地位譲渡承継届出書（別記第 9 号様式）に地位譲渡証明書（別記第 10 号様式）及び土地の所有権その他当該対策工事等を施行する権原を取得したことを証する書類その他知事が必要と認める図書を添付して、知事に届け出なければならない。

【解 説】

(1) 許可に基づく地位の承継

特定開発行為の許可を受けた者から、相続、合併若しくは分割（特定開発行為許可に係る事業の全部を承継させる場合）によりその地位を承継した者は、県細則第 13 条に基づき知事に届出なければならない。（別記第 8 号様式）

[添付書類]

地位を承継したことを証する戸籍抄本（法人にあたっては登記事項証明書）  
契約書その他の参考になるべき事項を記載した書類

また、特定開発行為の許可を受けた者から、特定開発区域内全ての土地の所有権、対策工事等を施行する全ての権原を譲渡によりその地位を承継した者は、県細則第 14 条に基づき知事に届出なければならない。（別記第 9 号様式）

[添付書類]

地位譲渡証明書（別記第 10 号様式）  
土地の所有権その他当該対策工事等を施行する権原を取得したことを証する書類  
その他知事が必要と認める図書

**（書類又は図書の経由）**

**県細則第 15 条** 法，省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類又は図書の提出部数は，正副 2 通とし，当該開発区域を所管する地域振興局又は支庁の長を経由するものとする。

**【解 説】**

法，省令又は規則の規定により知事に提出する書類又は図書は，当該開発区域を所管する地域振興局又は支庁の長に提出するものとする。提出部数は，正副 2 通とする。

## 【巻末参考資料】

- ① 問い合わせ先
- ② 処理期間の目安
- ③ 手数料
- ④ 手続き様式集
- ⑤ 特定開発行為許可申請等チェックリスト
- ⑥ 工事施工中の防災措置及び施工管理について

## ① 問い合わせ先



1. 特定開発行為（土砂災害防止法）に関する問い合わせ先

| 事前相談・申請窓口  | 担当部局    |       | T E L        | 住所                                | 管轄地域                                                           |
|------------|---------|-------|--------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 鹿児島県本庁     | 土木部     | 砂防課   | 099-286-3616 | 〒890-8577<br>鹿児島市鴨池新町 10-1        | —                                                              |
| 鹿児島地域振興局   | 建設部     | 河川港湾課 | 099-805-7326 | 〒892-8520<br>鹿児島市小川町 3-56         | 鹿児島市<br>日置市<br>いちき串木野市<br>三島村<br>十島村                           |
| 南薩地域振興局    | 建設部     | 河川港湾課 | 0993-52-1384 | 〒897-0031<br>南さつま市加世田<br>東本町 8-13 | 枕崎市<br>指宿市<br>南さつま市<br>南九州市                                    |
| 北薩地域振興局    | 建設部     | 河川港湾課 | 0996-25-5653 | 〒895-8501<br>薩摩川内市神田町 1-22        | 阿久根市<br>出水市<br>薩摩川内市<br>さつま町<br>長島町                            |
| 始良・伊佐地域振興局 | 建設部     | 河川港湾課 | 0995-63-8367 | 〒899-5212<br>始良市加治木町<br>諏訪町 12    | 霧島市<br>伊佐市<br>始良市<br>湧水町                                       |
| 大隅地域振興局    | 建設部     | 河川港湾課 | 0994-52-2193 | 〒893-0011<br>鹿屋市打馬 2-16-6         | 鹿屋市<br>垂水市<br>曾於市<br>志布志市<br>大崎町<br>東串良町<br>錦江町<br>南大隅町<br>肝付町 |
| 熊毛支庁       | 建設部     | 建設課   | 0997-22-0829 | 〒891-3192<br>西之表市西之表 7590         | 西之表市<br>中種子町<br>南種子町                                           |
|            | 屋久島事務所  | 建設課   | 0997-46-2213 | 〒891-4311<br>屋久島町安房 650           | 屋久島町                                                           |
| 大島支庁       | 建設部     | 建設課   | 0997-57-7357 | 〒894-8501<br>奄美市名瀬永田町 17-3        | 奄美市<br>大和村<br>龍郷町                                              |
|            | 瀬戸内事務所  | 建設課   | 0997-72-1232 | 〒894-1506<br>瀬戸内町古仁屋船津 36         | 宇検村<br>瀬戸内町                                                    |
|            | 喜界事務所   | 建設係   | 0997-65-4301 | 〒891-6201<br>喜界町赤連 2901-14        | 喜界町                                                            |
|            | 徳之島事務所  | 建設課   | 0997-82-1251 | 〒891-7101<br>徳之島町亀津 7216          | 徳之島町<br>天城町<br>伊仙町                                             |
|            | 沖永良部事務所 | 建設課   | 0997-92-0039 | 〒891-9111<br>和泊町手々知名 134-1        | 和泊町<br>知名町<br>与論町                                              |

## 2. 土砂災害防止法以外に関する問い合わせ先

### (1) 都市計画法（開発許可）

⇒ 鹿児島市以外・・・県土木部建築課

⇒ 鹿児島市内・・・鹿児島市建設局都市計画部土地利用調整課

都市計画法第 29 条の開発行為に該当する場合は、別に同法に基づく許可申請を行ってください。

### (2) 宅地造成等規制法（鹿児島市の一部）

⇒ 鹿児島市建設局都市計画部土地利用調整課

開発地が、宅地造成等規制区域にある場合は、別に同法に基づく許可申請を行ってください。

### (3) 建築基準法

⇒ 鹿児島市以外・・・県土木部建築課，県地域振興局建設部土木建築課等

⇒ 鹿児島市内・・・鹿児島市建設局建築部建築指導課

開発行為の完了の公告があるまでは、原則として建築工事に着手することはできません。また、特定開発行為に該当しない場合であっても、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物については、建築確認の対象となります。

### (4) 農業振興地域の整備に関する法律

⇒ 県農政部農村振興課

農用地区域内の土地は、通常、農業以外の目的には利用できないことになっており、農業以外の用途（宅地、工場用地等）に供する場合や新たに区域に編入する場合、用途区分を変更する場合は、市町村において農業振興地域整備計画を変更する手続きが必要となります。

### (5) 国土利用計画法

⇒ 県企画部地域政策課

下記の面積以上の土地取引に係る契約（予約を含む）をしたときは、国土利用計画法により、権利取得者（売買の場合であれば買主）は、利用目的等を記載した知事あての届出書を、契約を結んだ日から 2 週間以内に土地の所在する市町村役場へ提出しなければなりません。

市街化区域内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2, 000 m<sup>2</sup>以上

市街化区域以外の都市計画区域内・・・・・・・・・・・・・5, 000 m<sup>2</sup>以上

都市計画区域外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10, 000 m<sup>2</sup>以上

ただし、同法第 27 条の 3 による注視区域及び第 27 条の 6 による監視区域に指定された区域内については、契約締結前に届出をしなければならず、届出をした日から 6 週間を経過する日までは契約を締結することはできません。(届出が必要な面積は、注視区域の場合は上記の面積、監視区域の場合は知事が規則で定める面積となります。)

・鹿児島県土地利用対策要綱

1 ヘクタール以上の面積の土地に係る開発行為を行うときは、知事に土地利用協議書を提出して、協議が必要となります。ただし、10 ヘクタール未満の面積の土地に係る開発行為で、都市計画法、森林法等の許可を行うときは、この限りではありません。

(6) 森林法

⇒ 県環境林務部森づくり推進課

施行区域が、森林法に基づき地域森林計画の対象となっている民有林を含み、しかも、その含まれる民有林の規模が 1 ヘクタールをこえる場合は、同法の開発許可を受けることが必要です。

(7) 環境影響評価法

⇒ 県環境林務部環境林務課

施行区域が、一般地域で 40 ヘクタール、特定地域で 30 ヘクタールを超える場合は、「鹿児島県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価の実施が必要になります。

(注) 特定地域とは、国立公園特別地域など自然環境の保全上、特に配慮が必要な地域をいいます。ゴルフ場の新設はすべて、変更で増設は 9 ホール以上。

(8) その他の法律との関係

道路法、河川法、自然公園法、その他開発行為に関係する他の法律の制限についても別途、許可申請を行ってください。

## ② 処理期間の目安

特定開発行為の許可等申請書の審査，対策工事の完了公告から特別警戒区域の解除までに要する処理期間の目安は表及び図のとおりである。なお，現時点においては事例が無く，標準処理期間を定めることが困難であるため，処理期間の目安として示している。

#### 特別警戒区域の解除までに要する処理期間の目安

| 項目                                       | 条文                      | 処理期間の目安 |
|------------------------------------------|-------------------------|---------|
| 対策工事等の計画の審査                              | 第 12 条                  | 30 日    |
| 対策工事等の検査                                 | 第 18 条                  | 30 日    |
| 検査済証の交付～工事完了の公告                          | 第 18 条                  | 30 日    |
| 土砂災害警戒区域等の指定解除・再指定手続き（市町村長への通知，意見聴取等を含む） | 第 4 条<br>第 7 条<br>第 9 条 | 30～60 日 |

### ③ 手数料

特定開発行為許可申請等の申請手数料一覧表

| 項 目             | 手数料       |
|-----------------|-----------|
| 特定開発行為許可申請手数料   | 44, 000 円 |
| 特定開発行為変更許可申請手数料 | 4, 000 円  |

## ④ 手続き様式集



特定開発行為申請書等 様式一覧

| 様式番号           | 様式名                        | 法律・政令・省令・県細則                        | 頁  | 備考                                                |
|----------------|----------------------------|-------------------------------------|----|---------------------------------------------------|
| 別記<br>様式第二     | 特定開発行為許可申請書                | 法第 11 条<br>省令第 8 条～10 条<br>県細則第 3 条 | 77 | 許可申請時に提出                                          |
| 別記<br>様式第三     | 届出書                        | 法第 14 条<br>省令第 11 条                 | 78 | 既着手時に提出                                           |
| 別記<br>様式第四     | 対策工事等完了届出書                 | 法第 18 条<br>省令第 14 条<br>県細則第 11 条    | 79 | 許可に係る対策工事等のすべてが完了した時に提出                           |
| 別記<br>様式第五     | 特定開発行為に関する<br>対策工事等の検査済証   | 法第 18 条<br>省令第 15 条                 | 80 | 対策工事等の完了届出後、技術的基準(政令第 7 条)に適合していると認められた時に交付される    |
| 別記<br>様式第六     | 特定開発行為に関する<br>対策工事等の廃止の届出書 | 法第 20 条<br>省令第 17 条<br>県細則第 12 条    | 81 | 対策工事等を廃止した時に提出                                    |
| 別記<br>第 1 号様式  | 身分証明書                      | 法第 22 条<br>県細則第 2 条                 | 83 | 立入検査が行われる際に携帯                                     |
| 別記<br>第 2 号様式  | 計画説明書                      | 省令第 8 条<br>県細則第 3 条                 | 84 | 許可申請時に提出                                          |
| 別記<br>第 3 号様式  | 特定開発行為変更許可<br>申請書          | 法第 17 条<br>省令第 13 条<br>県細則第 5 条     | 86 | 予定建築物の用途等(法第 10 条第 1 項第 2 号から 4 号までに掲げる事項)の変更時に提出 |
| 別記<br>第 4 号様式  | 特定開発行為変更届出書                | 法第 17 条<br>省令第 12 条<br>県細則第 6 条     | 87 | 対策工事等着手・完了予定の変更時に提出                               |
| 別記<br>第 5 号様式  | 住所氏名等変更届出書                 | 県細則第 7 条                            | 88 | 許可を受けた者の住所氏名等の変更時に提出                              |
| 別記<br>第 6 号様式  | 対策工事等着手届出書                 | 県細則第 8 条                            | 89 | 許可に係る対策工事等に着手した時に提出                               |
| 別記<br>第 7 号様式  | 特定開発行為許可標識                 | 県細則第 9 条                            | 90 | 許可に係る対策工事等を行う期間中掲示                                |
| 別記<br>第 8 号様式  | 地位承継届出書                    | 県細則第 13 条                           | 91 | 相続、合併、分割により地位を承継した時に提出                            |
| 別記<br>第 9 号様式  | 地位譲渡承継届出書                  | 県細則第 14 条                           | 92 | 譲渡により地位を承継した時に提出                                  |
| 別記<br>第 10 号様式 | 地位譲渡証明書                    | 県細則第 14 条                           | 93 | 譲渡により地位を承継した時に提出                                  |

| 様式番号         | 様式名                            | 法律・政令・省令・県細則                     | 頁  | 備考                |
|--------------|--------------------------------|----------------------------------|----|-------------------|
| 別記<br>参考様式 1 | 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書<br>添付図書 | 法第 20 条<br>省令第 17 条<br>県細則第 12 条 | 95 | 対策工事等を廃止した時に提出    |
| 別記<br>参考様式 2 | 特定開発行為に関する対策工事等の中止・再開の届出書      | —                                | 96 | 対策工事等を中止・再開した時に提出 |
| 別記<br>参考様式 3 | 特定開発行為に関する対策工事等の中止・再開の届出書添付図書  | —                                | 97 | 対策工事等を中止・再開した時に提出 |
| 参考様式         | 特定開発行為事前相談書                    | —                                | 98 | 事前相談時に提出          |

※許可申請書及びその添付図書の提出部数は、3通とする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

施行規則 別記様式

別記様式第二（第八条関係）

特定開発行為許可申請書

|                                                                                                          |                          |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------|
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定により，特定開発行為の許可を申請します。<br>年 月 日<br>鹿児島県知事 殿<br>許可申請者住所<br>氏名 印 |                          | ※ 手数料欄 |
| 特定開発行為の概要                                                                                                | 1 開発区域に含まれる地域の名称         |        |
|                                                                                                          | 2 開発区域の面積                | 平方メートル |
|                                                                                                          | 3 特定予定建築物の用途             |        |
|                                                                                                          | 4 特定予定建築物の敷地の位置          |        |
|                                                                                                          | 5 対策工事の概要                |        |
|                                                                                                          | 6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 |        |
|                                                                                                          | 7 対策工事等着手予定年月日           | 年 月 日  |
|                                                                                                          | 8 対策工事等完了予定年月日           | 年 月 日  |
|                                                                                                          | 9 その他必要な事項               |        |
| ※受付番号                                                                                                    | 年 月 日 第 号                |        |
| ※許可に付した条件                                                                                                |                          |        |
| ※許可番号                                                                                                    | 年 月 日 第 号                |        |

- 備考
- 1 許可申請者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては，押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 4 「その他必要な事項」の欄には，特定開発行為を行うことについて，他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

別記様式第三（第十一条関係）

届 出 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所  
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

|   |                        |        |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 開発区域に含まれる地域の名称         |        |
| 2 | 開発区域の面積                | 平方メートル |
| 3 | 特定予定建築物の用途             |        |
| 4 | 特定予定建築物の敷地の位置          |        |
| 5 | 対策工事の概要                |        |
| 6 | 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 |        |
| 7 | 対策工事等の着手年月日            | 年 月 日  |
| 8 | 対策工事等の完了予定年月日          | 年 月 日  |
| 9 | 対策工事等の進捗状況             |        |

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第四（第十四条関係）

対策工事等完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 対策工事等の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事等を完了した開発区域に含まれる地域の名称

|            |           |
|------------|-----------|
| ※受付番号      | 年 月 日 第 号 |
| ※検査年月日     | 年 月 日     |
| ※検査結果      | 合 否       |
| ※検査済証番号    | 年 月 日 第 号 |
| ※工事完了公告年月日 | 年 月 日     |

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第十五条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 印

下記の特定開発行為に関する対策工事等は、 年 月 日検査の結果土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定による特定開発行為の許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

別記様式第六（第十七条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 20 条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する対策工事等を廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域に含まれる地域の名称
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域の面積

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

施行細則 別記様式

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

|                                                                                                           |                |   |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---|---|
| 第 号                                                                                                       | 身 分 証 明 書      |   |   |
|                                                                                                           | 所属<br>職名<br>氏名 |   |   |
| <p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項及び第22条第1項又は第30条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> |                |   |   |
| 交付年月日                                                                                                     | 年              | 月 | 日 |
| 有効期限                                                                                                      | 年              | 月 | 日 |
| 鹿児島県知事                                                                                                    |                |   | 印 |

（裏）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4（略）

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6～10（略）

（立入検査）

第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（緊急調査のための土地の立入り等）

第30条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル横9センチメートルとする。

別記第2号様式（第3条関係）

（表）

計 画 説 明 書

|                                                                                                                            |                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>対<br/>策<br/>工<br/>事<br/>等<br/>の<br/>計<br/>画<br/>の<br/>方<br/>針</p>                                                       | <p>1 特定開発行為の目的及び内容</p> <p>2 対策工事の計画の方針</p> <p>3 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画の方針</p> |
| <p>急<br/>傾<br/>斜<br/>地<br/>の<br/>崩<br/>壊<br/>等<br/>の<br/>お<br/>そ<br/>れ<br/>の<br/>あ<br/>る<br/>土<br/>地<br/>の<br/>現<br/>況</p> | <p>1 地形・地質の状況</p> <p>2 対策施設等の状況</p>                                           |

(裏)

|                                                                              |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |                                                                                                                                                                                |                |                |                |                |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 開<br>発<br>計<br>画                                                             | 開 発 区 域 名                                 | 開 発 面 積                                                                                                                                                                                                                                                             | 着 手 予 定 年 月 日      | 完 了 予 定 年 月 日                                                                                                                                                                  |                |                |                |                |
|                                                                              |                                           | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |                                                                                                                                                                                |                |                |                |                |
| 開<br>発<br>区<br>域<br>内<br>等<br>の<br>土<br>地<br>目<br>別<br>の<br>概<br>要<br>現<br>況 | 他<br>法<br>令<br>指<br>定<br>区<br>域<br>内<br>等 | <input type="checkbox"/> 砂防指定地<br><input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域<br><input type="checkbox"/> 地すべり防止区域<br><input type="checkbox"/> 都市計画区域<br><input type="checkbox"/> 市街化調整区域<br><input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域<br><input type="checkbox"/> 市街化区域 |                    | <input type="checkbox"/> 準都市計画区域<br><input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域<br><input type="checkbox"/> 農業振興地域<br><input type="checkbox"/> 保安林<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                |                |                |                |
|                                                                              | 地<br>目<br>別<br>の<br>概<br>要<br>現<br>況      | 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                 | 山 林                | 原 野                                                                                                                                                                            | 農 地            | 宅 地            | 公 共 施 設 用 地    | そ の 他          |
|                                                                              | 面 積                                       | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup>     | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                 | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                                                                              | 割 合                                       | %                                                                                                                                                                                                                                                                   | %                  | %                                                                                                                                                                              | %              | %              | %              | 100 %          |
| 所<br>有<br>別<br>概<br>要                                                        | 区 分                                       | 自 己 所 有                                                                                                                                                                                                                                                             | 買 収 予 定            | 地 主 還 元 予 定                                                                                                                                                                    | そ の 他          | 計              |                |                |
|                                                                              | 面 積                                       | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup>     | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                 | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |
|                                                                              | 割 合                                       | %                                                                                                                                                                                                                                                                   | %                  | %                                                                                                                                                                              | %              | 100 %          |                |                |
| 開<br>発<br>地<br>区<br>利<br>用<br>内<br>計<br>の<br>画                               | 特 定 予 定 建 築 物 用 地                         |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |                                                                                                                                                                                |                | そ の 他 用 地      | 計              |                |
|                                                                              | 区 分                                       | 住 宅<br>用 地                                                                                                                                                                                                                                                          | 社 会 福 祉<br>施 設 用 地 | 学 校<br>用 地                                                                                                                                                                     | 医 療 施 設<br>用 地 |                |                |                |
|                                                                              | 面 積                                       | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup>     | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                 | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |
|                                                                              | 割 合                                       | %                                                                                                                                                                                                                                                                   | %                  | %                                                                                                                                                                              | %              | %              | 100 %          |                |

備考 他法令指定区域等欄は、該当する区域等の□にレ印を付け、その他に該当するときは( )内に区域等の名称を記載すること。

別記第3号様式（第5条関係）

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。

|                      |                              |                |                |
|----------------------|------------------------------|----------------|----------------|
| 特定開発行為の許可年月日及び許可番号   |                              | 年 月 日 第 号      |                |
| 開発区域に含まれる地域の名称       |                              |                |                |
| 特定開発<br>行為の変<br>更の概要 | 区 分                          | 変 更 前          | 変 更 後          |
|                      | 1 開 発 区 域 の 面 積              | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                      | 2 特 定 予 定 建 築 物 の 用 途        |                |                |
|                      | 3 特 定 予 定 建 築 物 の 敷 地 の 位 置  |                |                |
|                      | 4 対 策 工 事 の 概 要              |                |                |
|                      | 5 対策工事以外の特定開発行為<br>に関する工事の概要 |                |                |
| 変 更 の 理 由            |                              |                |                |
| ※ 受 付 番 号            | 年 月 日 第 号                    |                |                |
| ※変更許可に付<br>した条件      |                              |                |                |
| ※変更許可番号              | 年 月 日 第 号                    |                |                |

備考1 ※印のある欄は、記載しないこと。

- 2 特定開発行為許可申請の際に提出した計画説明書及び計画図等のうち、当該変更許可申請に当たり変更があるものについては、変更後のものを添付すること。

別記第4号様式（第6条関係）

特定開発行為変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為に係る許可事項について変更をしたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                        |           |     |
|------------------------|-----------|-----|
| 特定開発行為の許可年月日<br>及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |     |
| 開発区域に含まれる地域の<br>名称     |           |     |
| 変 更 に 係 る 事 項          |           |     |
| 変 更 の 内 容              | 変更前       | 変更後 |
|                        |           |     |
| 変 更 の 理 由              |           |     |
| ※ 受 付 番 号              | 年 月 日 第 号 |     |

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

別記第5号様式（第7条関係）

住所氏名等変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

住所、氏名等の変更があつたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

|                    |     |                |     |
|--------------------|-----|----------------|-----|
| 特定開発行為の許可年月日及び許可番号 |     | 年 月 日          | 第 号 |
| 開発区域に含まれる地域の名称     |     |                |     |
| 特定開発行為の内容          |     |                |     |
| 変更の内容              | 変更前 | 住所又は所在地        |     |
|                    |     | 氏名又は名称及び代表者の氏名 |     |
|                    | 変更後 | 住所又は所在地        |     |
|                    |     | 氏名又は名称及び代表者の氏名 |     |
| 変更年月日              |     | 年 月 日          |     |
| 参考事項               |     |                |     |

別記第6号様式（第8条関係）

対策工事等着手届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為の許可に係る対策工事等に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

|                    |          |       |
|--------------------|----------|-------|
| 特定開発行為の許可年月日及び許可番号 | 年 月 日    | 第 号   |
| 開発区域に含まれる地域の名称     |          |       |
| 対策工事等着手年月日         |          |       |
| 対策工事等完了予定年月日       |          |       |
| 工事監理者              | 氏名       |       |
|                    | 住所（電話番号） | （ ）   |
|                    | 資格・免許等   |       |
| 工事施行者              | 氏名       |       |
|                    | 住所（電話番号） | （ ）   |
|                    | 主任技術者    | 住所・氏名 |
| 資格・免許等             |          |       |
| ※受付番号              | 年 月 日    | 第 号   |

備考 ※印のある欄は記載しないこと。



別記第7号様式（第9条関係）

|                |               |
|----------------|---------------|
| ← 60 センチメートル → |               |
| 特定開発行為許可標識     |               |
| 許可年月日及び許可番号    | 年 月 日 第 号     |
| 開発区域に含まれる地域の名称 |               |
| 特定開発行為の概要      |               |
| 許可を受けた者        | 住所 (電話 )      |
|                | 氏名            |
| 工事施行者          | 住所 (電話 )      |
|                | 氏名            |
|                | 主任技術者         |
| 工事期間           | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

↑

50 センチメートル

↓

↑

130 センチメートル

↓

別記第8号様式（第13条関係）

地位承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為の許可に基づく地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                              |                    |           |
|------------------------------|--------------------|-----------|
| 特定開発行為の許可年月日及び許可番号           |                    | 年 月 日 第 号 |
| 開発区域に含まれる地域の名称               |                    |           |
| 特定開発行為の<br>許可を受けた者<br>(被承継人) | 住所又は所在地            |           |
|                              | 氏名又は名称及び<br>代表者の氏名 |           |
| 承 継 の 原 因                    |                    |           |
| 承 継 年 月 日                    |                    | 年 月 日     |

備考 許可に基づく地位を承継したことを証する戸籍抄本(法人にあつては、登記事項証明書), 契約書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付すること。

別記第9号様式（第14条関係）

地位譲渡承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為の許可に基づく地位を譲渡により承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                              |                    |           |
|------------------------------|--------------------|-----------|
| 特定開発行為の許可年月日及び許可番号           |                    | 年 月 日 第 号 |
| 開発区域に含まれる地域の名称               |                    |           |
| 特定開発行為の<br>許可を受けた者<br>(被承継人) | 住所又は所在地            |           |
|                              | 氏名又は名称及び<br>代表者の氏名 |           |
| 承 継 の 原 因                    |                    |           |
| 承 継 年 月 日                    |                    | 年 月 日     |

備考 地位譲渡証明書及び土地の所有権その他当該対策工事等を施行する権原を取得したことを証する書類その他知事が必要と認める図書を添付すること。

別記第 10 号様式（第 14 条関係）

地位譲渡証明書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

譲り渡した者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

譲り受けた者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく次の特定開発行為の許可に係る対策工事等を施行する全部の権原の譲渡があったことを次のとおり証明します。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 特定開発行為の許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 開発区域に含まれる地域の名称     |           |
| 譲渡による地位の承継の原因      |           |
| 譲 渡 年 月 日          | 年 月 日     |

特定開發行為許可基準

參考樣式

別記参考様式 1 (県細則第 12 条関係)

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書添付図書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為に関する対策工事等の廃止をしたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり届出書に添付します。

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 特定開発行為の許可年月日<br>及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 開発区域に含まれる地域の<br>名称     |           |
| 対策工事等の廃止の理由            |           |
| 対策工事等の廃止時におけ<br>る状況    |           |
| 対策工事等の廃止後の措置           |           |
| ※ 受 付 番 号              | 年 月 日 第 号 |

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

別記参考様式2

特定開発行為に関する対策工事等の 中止・再開 の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所  
氏名

特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）を下記  
のとおり 中止・再開 しましたので、届け出ます。

記

1 特定開発行為に関する対策工事等を 中止・再開 した  
年月日  
年 月 日

2 特定開発行為に関する対策工事等の 中止・再開 に係る  
開発区域に含まれる地域の名称

3 特定開発行為に関する対策工事等の 中止・再開 に係る  
開発区域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載  
すること。

別記参考様式3

特定開発行為に関する対策工事等の 中止・再開 の届出書添付図書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定開発行為に関する対策工事等の 中止・再開 したので、次のとおり届出書に添付します。

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 特定開発行為の許可年月日<br>及び許可番号      | 年 月 日 第 号 |
| 開発区域に含まれる地域の<br>名称          |           |
| 対策工事等の<br>中止・再開 の理由         |           |
| 対策工事等の<br>中止時・再開時における<br>状況 |           |
| 対策工事等の<br>中止後・開始後 の措置       |           |
| ※ 受 付 番 号                   | 年 月 日 第 号 |

備考 ※印のある欄は記載しないこと。



特定開発行為事前相談書

年 月 日

鹿児島県土木部砂防課長 殿

相談者 住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為に関する事前相談書を提出します。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 開発予定箇所の所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
| (2) 開発予定建築物の用途                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
| (3) 開発が及ぶ土地に含まれる土砂災害（特別）警戒区域の箇所番号と箇所名<br>※該当する区域の公示図書を添付することが望ましい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
| (4) 他法令の規制状況<br>※他法令の規制の有無について各法令の所管部署に確認の上で該当のものを記入してください<br><input type="checkbox"/> 砂防指定地 <input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域<br><input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域 <input type="checkbox"/> 農用地区域<br><input type="checkbox"/> 地すべり防止区域 <input type="checkbox"/> 保安林<br><input type="checkbox"/> 都市計画区域 <input type="checkbox"/> 農地転用許可を要する開発行為<br><input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 自然公園 ( )<br><input type="checkbox"/> 非線引き区域 (用途: ) <input type="checkbox"/> 原生自然環境保全地域<br><input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護区, 特別保護地区<br><input type="checkbox"/> 市街化区域 (用途: ) <input type="checkbox"/> 文化財保護上保全を必要とする地域<br><input type="checkbox"/> 災害危険区域 (建築基準法) <input type="checkbox"/> 土地利用協議が必要な開発行為 (1ha以上)<br><input type="checkbox"/> 土地に関する権利の移転等の規制区域 (国土利用計画法)<br><input type="checkbox"/> 宅地造成, レクリエーション施設建設等で面積が50ha以上の場合<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |           |
| (5) その他特に説明すべき事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
| ※受付番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年 月 日 第 号 |
| ※受付者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |

備考 ※印のある欄は、記載しないこと。

## ⑤ 特定開発行為許可申請（事前相談）等チェックリスト

1. 土砂災害防止法が適用される特定開発行為かどうかの確認

|                            | チェック項目                                     | 確認 | 備考 |
|----------------------------|--------------------------------------------|----|----|
| 1                          | 当該開発行為が及ぶ土地に特別警戒区域が含まれるか                   |    |    |
| 2                          | 当該開発行為が都市計画法第4条第12号の開発行為（土地の区画形質の変更）に該当するか |    |    |
| 3<br>区<br>画<br>の<br>変<br>更 | 建物を建てることによって、建築区画に増減があるか                   |    |    |
|                            | 道路、公園等の公共施設の新設、変更又は廃止がないか                  |    |    |
|                            | 里道、水路の付替えや廃止がないか                           |    |    |
| 4<br>形<br>の<br>変<br>更      | 切土、盛土を行うか<br>（建築と不可分な基礎打ち、掘削等は除く）          |    |    |
|                            | 上記に該当する場合、その高さや範囲はどの程度か                    |    |    |
| 5<br>質<br>の<br>変<br>更      | 敷地の地目は何か（登記簿上又は固定資産台帳上）                    |    |    |
|                            | 敷地はこれまでどのように利用していたか                        |    |    |
|                            | 地目を変更するものではないか<br>（例：農地から宅地へ）              |    |    |
|                            | 従来の敷地には建物が建っていたか、建替か                       |    |    |
| 6                          | 予定建築物の中に土砂災害防止法第10条の制限用途のものがあるか            |    |    |
| 7                          | 用途が確定していない予定建築物があるか                        |    |    |
| 8                          | 制限用途の建築物の敷地が少しでも特別警戒区域内に含まれるか              |    |    |
| 9                          | 当該開発行為が適用除外でないか（非常災害の応急措置、仮設建築物の建築）        |    |    |
| 10                         | 特定開発行為に該当するか<br>（チェック項目の1～9による）            |    |    |
| 11                         | 計画を変更して土砂災害（特別）警戒区域を除外可能か                  |    |    |
| 12                         | 開発行為により新たな土砂災害（特別）警戒区域が生じないか               |    |    |
| 13                         | 他の法令における制限による開発手続きはあるか、及び許可が見込めるか          |    |    |

## 2. 新規申請時の確認

|                                    | チェック項目                               | 確認 | 備考 |
|------------------------------------|--------------------------------------|----|----|
| 1                                  | 以下の申請書が揃っているか（正副各1通）                 |    |    |
|                                    | (1) 特定開発行為許可申請書                      |    |    |
|                                    | (2) 特定開発行為許可申請書の添付図書                 |    |    |
|                                    | 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）              |    |    |
|                                    | 開発区域区域図（縮尺 1/2,500 以上）               |    |    |
|                                    | その他知事が必要とする書類                        |    |    |
|                                    | (3) 特定開発行為計画説明書                      |    |    |
|                                    | (4) 計画図                              |    |    |
|                                    | 現況地形図（縮尺 1/2,500 以上）                 |    |    |
|                                    | 土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上）               |    |    |
|                                    | 造成計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）               |    |    |
|                                    | 造成計画断面図（縮尺 1/1,000 以上）               |    |    |
|                                    | 対策工事等平面図（縮尺 1/1,000 以上）              |    |    |
|                                    | 対策工事等断面図（縮尺 1/1,000 以上）              |    |    |
|                                    | 対策施設構造図（縮尺 1/200 以上）                 |    |    |
|                                    | (5) 計画図に添付する図書                       |    |    |
|                                    | 特定開発行為期間中の防災施設平面図<br>（縮尺 1/1,000 以上） |    |    |
|                                    | 特定開発行為期間中の防災施設構造図<br>（縮尺 1/50 以上）    |    |    |
|                                    | 計算書                                  |    |    |
|                                    | 対策工事等の工程計画表                          |    |    |
| (6) 構造計算書<br>（技術的基準に適合することを説明するもの） |                                      |    |    |
| 2                                  | 当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか             |    |    |
| 3                                  | 既存公共施設の変更・廃止等が伴う場合、公共施設管理者と協議されているか  |    |    |
| 4                                  | 許可の特例処置が適用される申請か                     |    |    |
| 5                                  | 許可又は不許可の通知をしたか                       |    |    |

### 3. 特定開発行為着手時・既着手時・中間検査及び対策工事完了時の確認

#### 【特定開発行為着手時】

| チェック項目 |                                       | 確認 | 備考 |
|--------|---------------------------------------|----|----|
| 1      | 以下の申請書が揃っているか（3通）                     |    |    |
|        | (1)対策工事等着手届出書                         |    |    |
| 2      | 当該対策工事等を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識を掲示したか |    |    |

#### 【特定開発行為既着手時】

| チェック項目 |                                      | 確認 | 備考 |
|--------|--------------------------------------|----|----|
| 1      | 特別警戒区域の指定の日から起算して21日以内に届出書を提出したか（3通） |    |    |
| 2      | 土砂災害を防止するために助言又は勧告が必要でないか            |    |    |

#### 【中間検査時】

| チェック項目 |                                                 | 確認 | 備考 |
|--------|-------------------------------------------------|----|----|
| 1      | 指定された工程に達したときの対策工事等を行った部分の施行状況を撮影し、資料として整備しているか |    |    |
| 2      | 指定された工程に達した旨を報告し、必要に応じ資料を提出したか                  |    |    |
| 3      | 土砂災害を防止するために必要な助言もしくは勧告が必要か                     |    |    |

【対策工事完了時】

| チェック項目 |                                         | 確認 | 備考 |
|--------|-----------------------------------------|----|----|
| 1      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）                   |    |    |
|        | （1）対策工事等完了届出書                           |    |    |
|        | （2）工事完了図                                |    |    |
| 2      | 基礎調査を実施したか                              |    |    |
| 3      | 立入検査等のために他人の占有する土地に立ち入る際に必要な身分証明書を準備したか |    |    |
| 4      | 技術的基準に適合しているか検査したか                      |    |    |
| 5      | 特定開発行為に関する対策工事等の検査済証を交付したか              |    |    |
| 6      | 対策工事等の完了の公告を行ったか                        |    |    |
| 7      | 特別警戒区域の指定解除（再指定）の手続きを行ったか               |    |    |
|        | 特別警戒区域の指定解除（再指定）について市町村長に意見聴取を行ったか      |    |    |
|        | 公報への掲載手続きを行ったか                          |    |    |
|        | 指定解除（再指定）の公示を行ったか                       |    |    |

#### 4. 特定開発行為変更許可申請時の確認

##### 【変更許可申請時】

| チェック項目 |                                       | 確認 | 備考 |
|--------|---------------------------------------|----|----|
| 1      | 変更届出の対象事項であるかどうかの確認                   |    |    |
|        | (1) 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置を変更するか         |    |    |
|        | (2) 対策工事等の計画を変更するか                    |    |    |
| 2      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）                 |    |    |
|        | (1) 特定開発行為変更許可申請書                     |    |    |
|        | (2) 特定開発行為（変更）施行同意証明書                 |    |    |
|        | (3) その他変更に係る報告書                       |    |    |
|        | (4) 添付図書                              |    |    |
| 3      | 当該対策工事等を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識を掲示したか |    |    |
| 4      | 特別警戒区域の指定解除等に関する書類を提出したか              |    |    |
| 5      | 公的機関が行う場合、協議調整をしたか                    |    |    |
| 6      | 許可又は不許可の通知をしたか                        |    |    |

##### 【変更許可申請時（軽微な変更）】

| チェック項目 |                                  | 確認 | 備考 |
|--------|----------------------------------|----|----|
| 1      | 変更届出の対象事項であるかどうかの確認              |    |    |
|        | (1) 変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のものとなるか |    |    |
|        | (2) 対策工事等の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更か   |    |    |
| 2      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）            |    |    |
|        | (1) 特定開発行為変更届出書                  |    |    |

## 5. 特定開発行為廃止時・中止（再開）時の確認

### 【特定開発行為廃止時】

| チェック項目 |                                       | 確認 | 備考 |
|--------|---------------------------------------|----|----|
| 1      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）                 |    |    |
|        | (1) 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書            |    |    |
|        | (2) 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書添付図書        |    |    |
| 2      | 工事を途中で廃止されることに伴い災害等の弊害発生の未然防止が図られているか |    |    |

### 【特定開発行為中止（再開）時】

| チェック項目 |                                    | 確認 | 備考 |
|--------|------------------------------------|----|----|
| 1      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）              |    |    |
|        | (1) 特定開発行為に関する対策工事等の中止（再開）の届出書     |    |    |
|        | (2) 特定開発行為に関する対策工事等の中止（再開）の届出書添付図書 |    |    |
| 2      | 対策工事等の中止期間中の災害防止措置等が図られているか        |    |    |



## 6. 住所氏名等の変更・地位の承継時の確認

### 【住所氏名等の変更時】

| チェック項目 |                       | 確認 | 備考 |
|--------|-----------------------|----|----|
| 1      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通） |    |    |
|        | (1)住所氏名等変更届出書         |    |    |

### 【地位の承継時】

| チェック項目 |                                         | 確認 | 備考 |
|--------|-----------------------------------------|----|----|
| 1      | 相続、合併又は分割による地位の承継であるか                   |    |    |
| 2      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）                   |    |    |
|        | (1)地位承継届出書                              |    |    |
|        | 地位を承継したことを証する登記事項証明書                    |    |    |
|        | 契約書その他その承継を証すべき書類                       |    |    |
| 3      | 譲渡による地位の承継であるか                          |    |    |
| 4      | 以下の申請書が揃っているか（正・副各1通）                   |    |    |
|        | (1)地位譲渡承継届出書                            |    |    |
|        | (2)地位譲渡証明書                              |    |    |
|        | (3)土地の所有権その他当該対策工事等を施行する権限を取得したことを証する書類 |    |    |
|        | (4)その他知事が必要と認める図書                       |    |    |

⑥ 工事施工中の防災措置及び施工管理について

## 1. 工事施工中の防災措置

### 1.1 工事中の防災措置の基本的な考え方

開発事業においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況を改変するので、工事施工中のがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要である。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を講じるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止することが大切である。

### 1.2 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

### 1.3 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

周辺状況、工事現場状況等により、開発事業区域内外へ土砂を流出させないようにするために、仮の防災調整池等によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討の上、その配置及び形状を決定することが大切である。

### 1.4 仮排水工

工事施工中の排水については、開発事業区域外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、区域内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが大切である。

### 1.5 のり面からの土砂流出等の防止対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施工中、のり面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが大切である。

### 1.6 表土等を仮置きする場合の措置

工事施工中に表土等の掘削土を工事施工区域内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因とならないように適切な措置を講じることが大切である。

## 1.7 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大であると考えられる以下の事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要がある。

- ① 騒音
- ② 振動
- ③ 水質汚濁，塵埃及び交通問題

## 1.8 その他の留意事項

### 1.8.1 注意すべきその他の地盤

開発事業区域内に、その工学的特徴について十分に配慮しなければならないような地盤が存在する場合には、その安全性等について十分な調査・検討を行うことが必要である。

### 1.8.2 建設副産物に対する基本的な考え方

開発事業に伴う建設副産物は、その発生を抑制することが原則であるが、やむを得ない場合は、積極的に再利用又は再資源化を推進することにより資源の有効な利用確保を図るとともに、適正処理の徹底を行うことが重要である。

### 1.8.3 環境に対する配慮

開発事業における防災処置の実施に当たっては、周辺環境との調和に配慮するとともに、開発事業区域及び周辺の自然環境の保全に努めるものとする。

## 2. 施工管理と検査

### 2.1 施工管理

#### 2.1.1 施工管理の基本的な考え方

工事の実施に当たっては、所定の工期内に安全かつ効率的に工事を進め、許可の内容に適合するよう完成させるために、適切な施工管理を行うことが大切である。

特に、災害の防止のための施工管理が重要である。

#### 2.1.2 施工管理上の留意事項

開発事業における災害を防止するために必要な施工管理は、気象、地形、地質等の自然条件、開発事業の規模、資金計画等を考慮したうえで、施工時期及び工程の調整、防災体制の確立等をあわせた総合的な対策を立て適切に行うことが大切である。

施工管理における主な留意事項は次のとおりである。

- ① 常に工事の進捗状況を把握し、計画と対比しながら必要な対策をとること
- ② 各職種間の相互調整を図り、不良箇所が生じたり、手戻りとならないよう注意すること
- ③ 定期的及び必要に応じて測定、試験等を行い、災害防止のため必要な措置を確実にかつ効率的に行うこと
- ④ 降雨予測等の情報に注意するとともに、自然現象の変化に適切に対応して、可能な限り事前に災害防止対策を施すよう努めること
- ⑤ 工事の経過、対策の内容等について図面、写真等の関係書類を整備し、工事の内容を明らかにしておくこと
- ⑥ その他、開発事業区域周辺への配慮も行うこと

## 2.2 検査

### 2.2.1 検査の基本的な考え方

検査は、開発事業が土砂災害防止法の許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するため、工事完了時及び必要に応じて工事施工中において行うものとする。

### 2.2.2 検査の方法

検査は一般に、設計・施工についての図面、写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる。また、必要に応じて破壊検査が考慮される場合がある。

### 2.2.3 検査に当たっての留意事項

検査は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- ①開発事業者（工事の施工者）に、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備させること
- ②検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会を求めること
- ③工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ④検査の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度検査を行うこと